

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2022.10.19

三菱UFJ 世界国債インデックスファンド (毎月分配型)

追加型投信／海外／債券／インデックス型

この目論見書により行う「三菱UFJ 世界国債インデックスファンド(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年4月15日に関東財務局長に提出しており、2022年4月16日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行（売出）価額の総額】	1
(4)【発行（売出）価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	1
(8)【申込取扱場所】	1
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	41
第3【ファンドの経理状況】	46
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	84
第三部【委託会社等の情報】	85
第1【委託会社等の概況】	85
約款	114

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三菱UFJ 世界国債インデックスファンド（毎月分配型）（「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ 国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2022年4月16日から2023年4月14日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ 国際投信株式会社

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに概ね連動することを旨として運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MR F	特殊型 ()
	内外	その他資産 ()	E T F	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年12回 (毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 一般 クレジット属性 (高格付債)))					その他 (F T S E世界 国債インデックス (除く日本、 円換算ベース))	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
資産複合						

()						
-----	--	--	--	--	--	--

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載がある

		ものをいいます。
	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

ファンドの目的

日本を除く世界各国の公社債を実質的な主要投資対象とし、日本を除く世界主要国の国債の指標であるFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに概ね連動することをめざします。

ファンドの特色

特色

1

日本を除く世界各国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

運用にあたっては、外国債券インデックスマザーファンドを通じて、日本を除く世界各国の公社債への投資を行います。なお、公社債、短期金融商品に直接投資することがあります。

特色

2

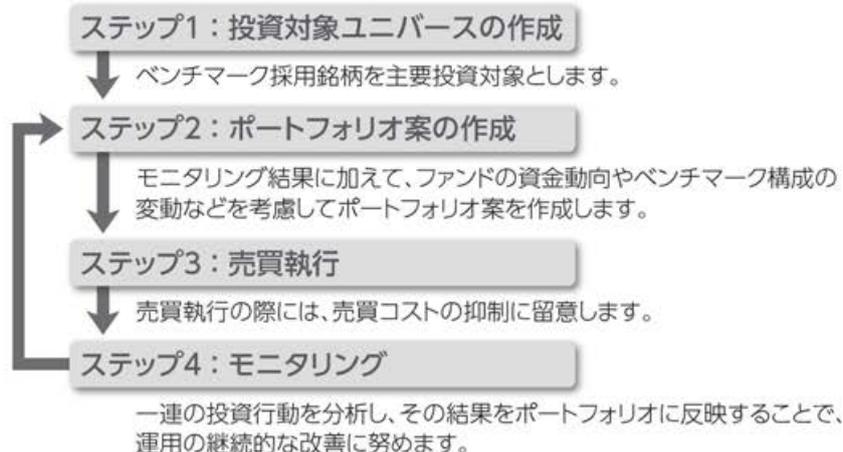
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに概ね連動することをめざして運用を行います。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとします。

☐ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

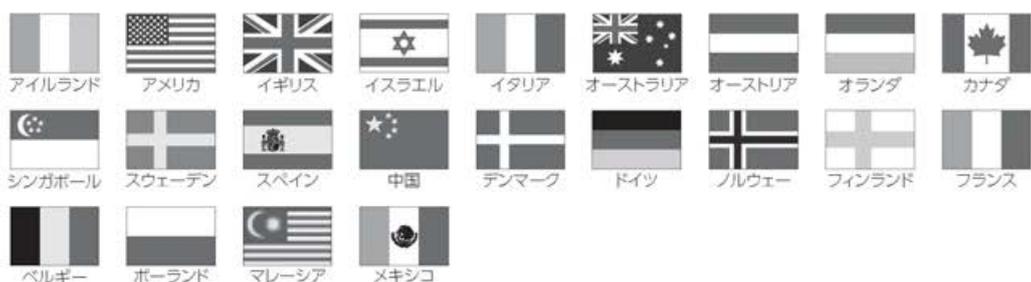
☑ FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき当社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

<運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。



ファンドが連動をめざすFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は日本を除く世界主要国の国債(投資適格債)のみを対象としており、したがってファンドは日本を除く世界各国の公社債の中から投資適格債を実質的な主要投資対象として運用を行います。

当該指数は、22カ国で構成されています(2022年7月末現在、国名は50音順)。ただし、構成国は変わる可能性があります。



長期信用格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

なお、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)のBaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」、S&Pグローバル・レーティング(S&P)のBBからCCCまでの格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。

特色3 原則として為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、市況動向[※]の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

※市況動向とは、天災地変・テロ・戦争等による市場の急変時等を想定しています。

特色4 組入れ国債等の利子・配当収益を中心に、原則として毎月分配を行う方針です。

毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※基準価額が当初元本である1万円(1万口当たり)を下回る場合においても、利子・配当収益を中心に分配を行う方針です。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



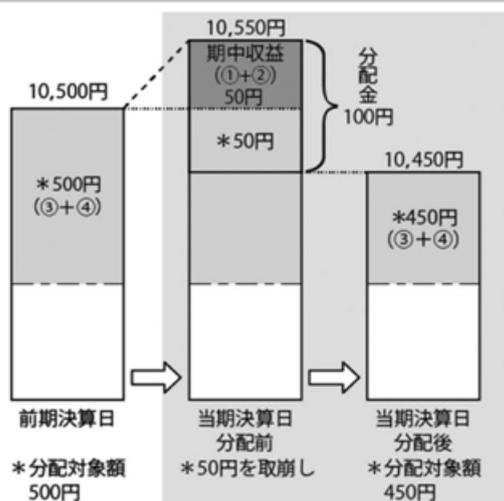
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

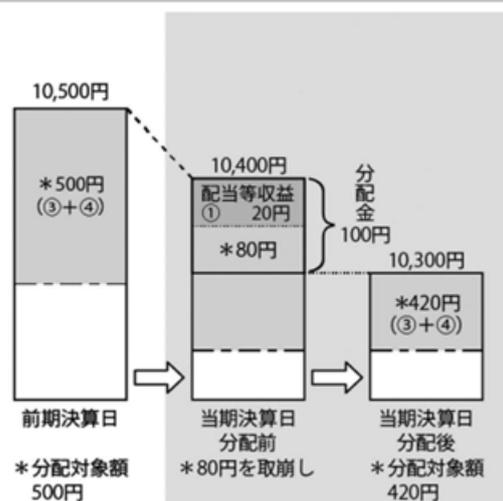
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



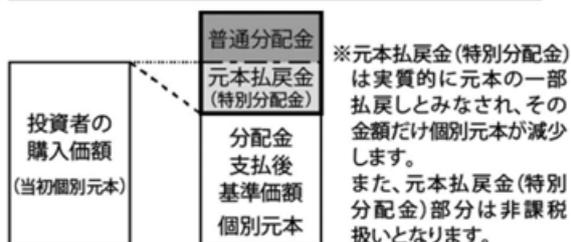
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

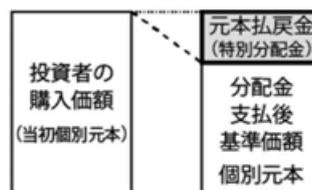
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



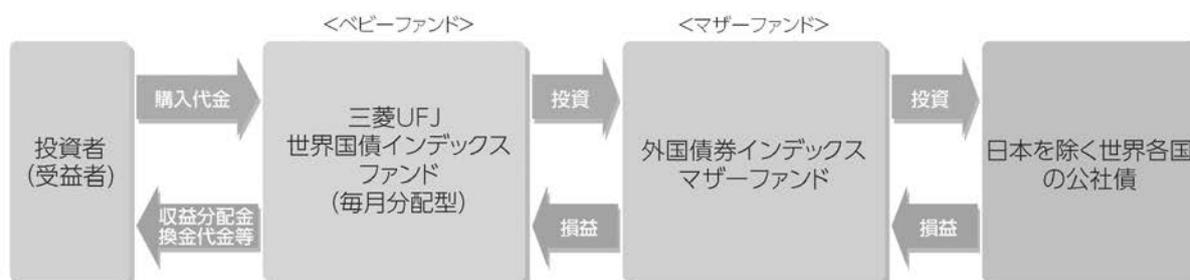
普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

運用は主に外国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

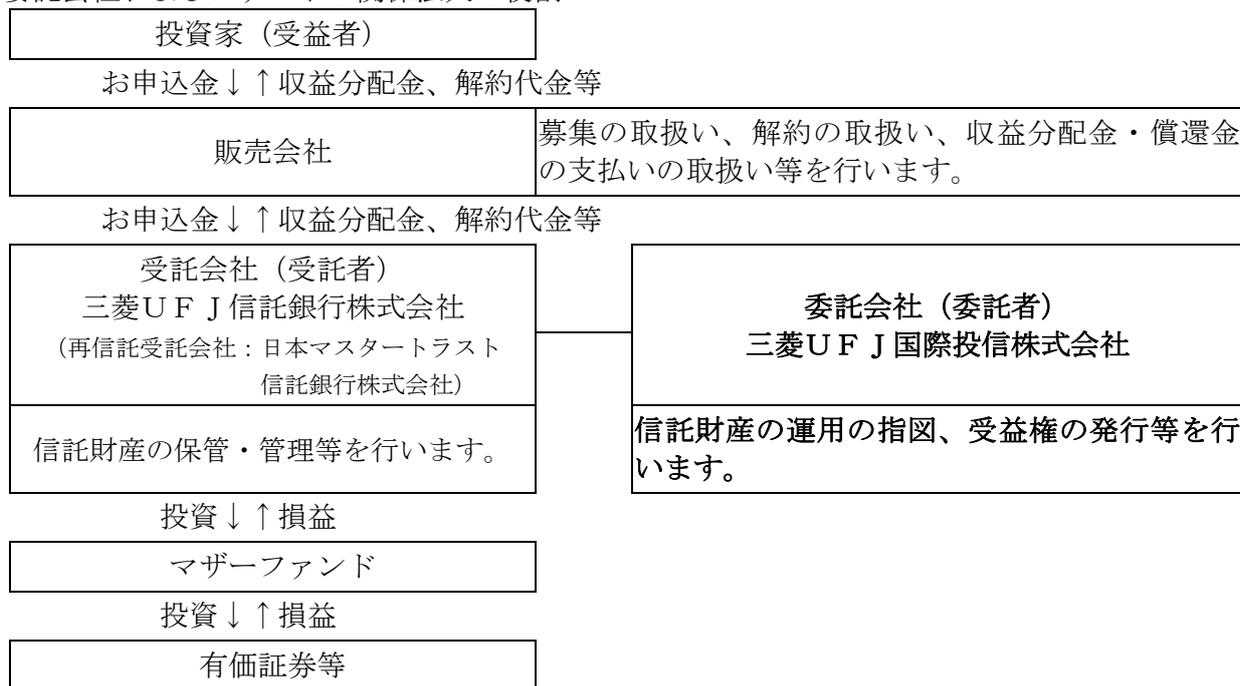
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2007年4月19日	設定日、信託契約締結、運用開始
2021年4月17日	ファンドの投資対象に「外国債券インデックスマザーファンド」を追加
2021年12月28日	ファンドの投資対象から「三菱UFJ 外国債券マザーファンド」を削除

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2022年7月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
-----	----	-------	------

三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%
---------------	-------------------	----------	--------

2【投資方針】

(1)【投資方針】

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、公社債、短期金融商品に直接投資することがあります。

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに概ね連動することを目指して運用を行います。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスの動きに概ね連動する運用を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする外国債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをい

います。)

9. 資産の流動化に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 11. の証券または証書の性質を有するもの
 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券
 14. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で 21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに 12. および 17. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券ならびに 12. および 17. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および 14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で 5. の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<外国債券インデックスマザーファンドの概要>

(基本方針)

この投資信託は、F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または

債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

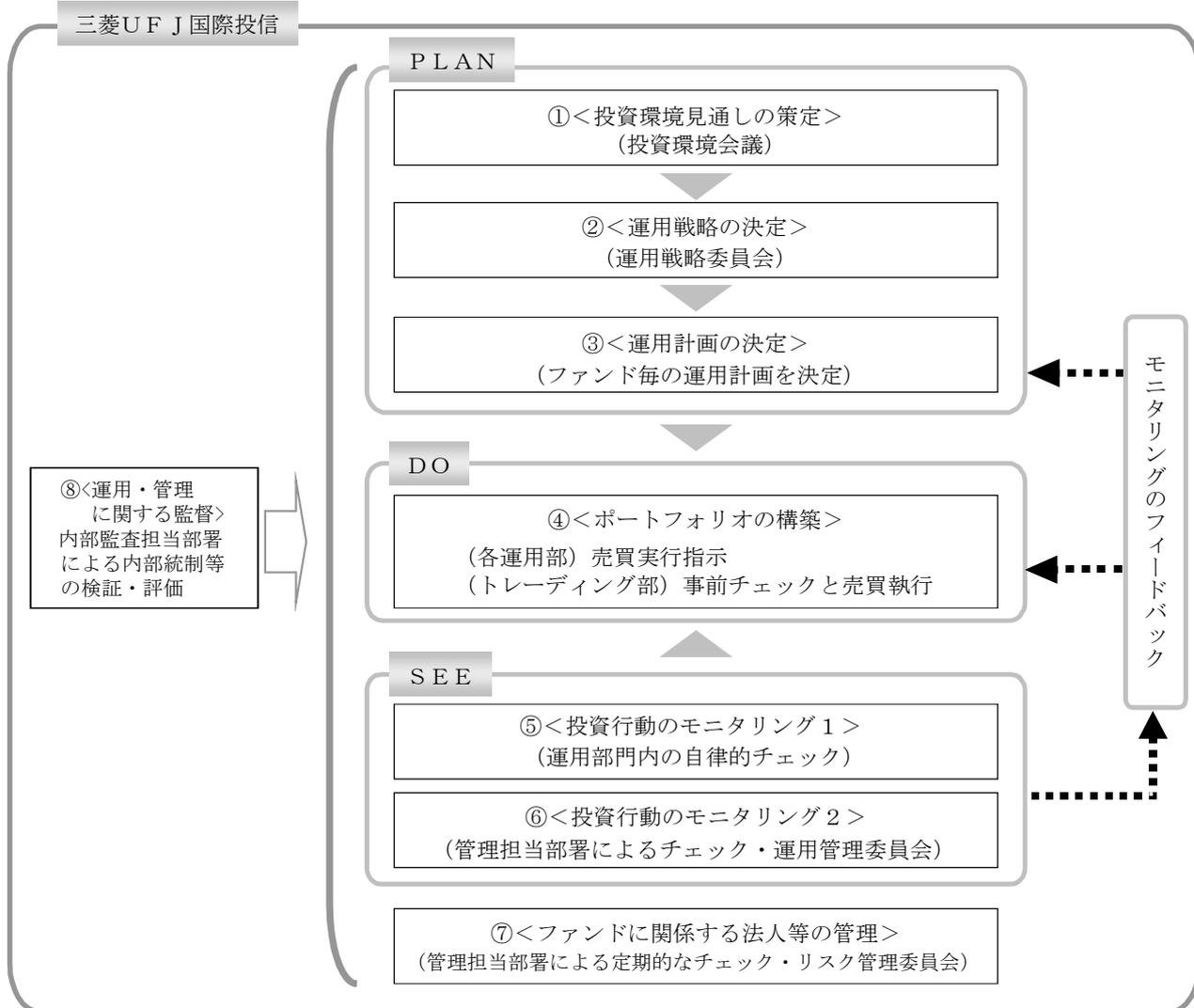
組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引を行うことができます。
- ⑩外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑪デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑫外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

(3)【運用体制】



- ①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
- ②運用戦略の決定
運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。
- ③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
- ④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
- ⑤投資行動のモニタリング 1
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。
- ⑥投資行動のモニタリング 2
運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
- ⑦ファンドに関する法人等の管理
受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
- ⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとな

る投資の指図をしません。

- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑧外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内と

します。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑯デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑰信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性

リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに概ね連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響、分配金を準備するためにファンド内に資金が滞留すること等の要因により乖離を生じることがあります。
- ・投資対象国における社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入等による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

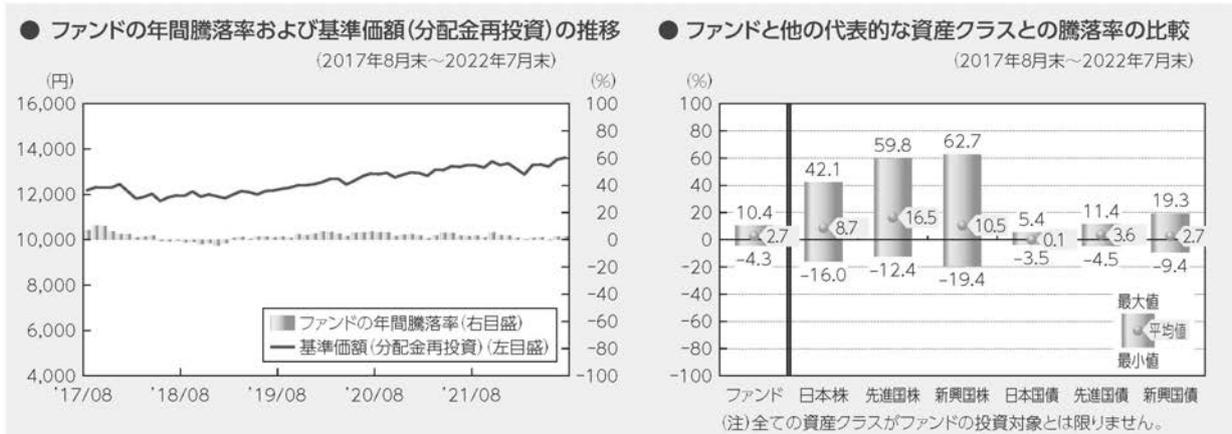
④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.825%（税抜 0.75%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.4%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.3%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国債券インデックスマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特

別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2022年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱UFJ 世界国債インデックスファンド(毎月分配型)】

(1)【投資状況】

令和4年7月29日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,032,827,552	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	103,989	0.01
純資産総額		1,032,931,541	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年7月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	432,924,321	2.3939	1,036,377,533	2.3857	1,032,827,552	99.99

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和4年7月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第64 計算期間末日 (平成24年 8月 17日)	1,475,383,173	1,478,859,248	6,791	6,807
第65 計算期間末日 (平成24年 9月 18日)	1,500,336,461	1,503,804,225	6,922	6,938
第66 計算期間末日 (平成24年 10月 17日)	1,507,714,171	1,511,175,853	6,969	6,985
第67 計算期間末日 (平成24年 11月 19日)	1,542,228,433	1,545,680,064	7,149	7,165
第68 計算期間末日 (平成24年 12月 17日)	1,593,493,971	1,596,899,373	7,487	7,503
第69 計算期間末日 (平成25年 1月 17日)	1,606,927,230	1,610,179,577	7,905	7,921
第70 計算期間末日 (平成25年 2月 18日)	1,624,618,064	1,627,759,249	8,275	8,291
第71 計算期間末日 (平成25年 3月 18日)	1,576,599,063	1,579,655,075	8,254	8,270
第72 計算期間末日 (平成25年 4月 17日)	1,578,585,274	1,581,483,173	8,716	8,732
第73 計算期間末日 (平成25年 5月 17日)	1,579,376,051	1,582,189,239	8,983	8,999
第74 計算期間末日 (平成25年 6月 17日)	1,396,778,502	1,399,461,074	8,331	8,347
第75 計算期間末日 (平成25年 7月 17日)	1,416,913,140	1,419,562,212	8,558	8,574
第76 計算期間末日 (平成25年 8月 19日)	1,371,026,035	1,373,638,406	8,397	8,413
第77 計算期間末日 (平成25年 9月 17日)	1,385,830,705	1,388,436,048	8,511	8,527
第78 計算期間末日 (平成25年 10月 17日)	1,382,862,953	1,385,435,644	8,600	8,616
第79 計算期間末日 (平成25年 11月 18日)	1,387,540,268	1,390,075,343	8,757	8,773
第80 計算期間末日 (平成25年 12月 17日)	1,360,360,558	1,362,767,152	9,044	9,060
第81 計算期間末日 (平成26年 1月 17日)	1,300,473,269	1,302,753,667	9,125	9,141
第82 計算期間末日 (平成26年 2月 17日)	1,277,422,697	1,279,702,591	8,965	8,981
第83 計算期間末日 (平成26年 3月 17日)	1,296,479,256	1,298,766,843	9,068	9,084
第84 計算期間末日 (平成26年 4月 17日)	1,313,235,381	1,315,526,750	9,170	9,186
第85 計算期間末日 (平成26年 5月 19日)	1,308,107,921	1,310,399,636	9,133	9,149
第86 計算期間末日 (平成26年 6月 17日)	1,306,171,771	1,308,461,456	9,127	9,143
第87 計算期間末日 (平成26年 7月 17日)	1,299,507,924	1,301,784,071	9,135	9,151
第88 計算期間末日 (平成26年 8月 18日)	1,316,209,146	1,318,485,699	9,251	9,267
第89 計算期間末日 (平成26年 9月 17日)	1,341,013,272	1,343,287,257	9,436	9,452
第90 計算期間末日 (平成26年 10月 17日)	1,338,915,441	1,341,191,243	9,413	9,429
第91 計算期間末日 (平成26年 11月 17日)	1,407,946,724	1,410,163,822	10,161	10,177
第92 計算期間末日 (平成26年 12月 17日)	1,390,683,801	1,392,845,626	10,293	10,309
第93 計算期間末日 (平成27年 1月 19日)	1,358,135,163	1,360,285,841	10,104	10,120
第94 計算期間末日 (平成27年 2月 17日)	1,337,307,109	1,339,435,731	10,052	10,068
第95 計算期間末日 (平成27年 3月 17日)	1,339,507,574	1,341,650,092	10,003	10,019

第96 計算期間末日	(平成27年4月17日)	1,329,129,260	1,331,260,455	9,978	9,994
第97 計算期間末日	(平成27年5月18日)	1,343,485,964	1,345,618,950	10,078	10,094
第98 計算期間末日	(平成27年6月17日)	1,330,412,332	1,332,514,484	10,126	10,142
第99 計算期間末日	(平成27年7月17日)	1,299,908,054	1,301,976,540	10,055	10,071
第100 計算期間末日	(平成27年8月17日)	1,326,495,189	1,328,568,512	10,237	10,253
第101 計算期間末日	(平成27年9月17日)	1,282,985,640	1,285,060,414	9,894	9,910
第102 計算期間末日	(平成27年10月19日)	1,291,153,215	1,293,229,221	9,951	9,967
第103 計算期間末日	(平成27年11月17日)	1,280,778,986	1,282,849,894	9,895	9,911
第104 計算期間末日	(平成27年12月17日)	1,270,776,060	1,272,840,844	9,847	9,863
第105 計算期間末日	(平成28年1月18日)	1,226,001,062	1,228,076,843	9,450	9,466
第106 計算期間末日	(平成28年2月17日)	1,212,731,907	1,214,791,536	9,421	9,437
第107 計算期間末日	(平成28年3月17日)	1,201,437,733	1,203,498,399	9,329	9,345
第108 計算期間末日	(平成28年4月18日)	1,178,717,073	1,180,803,025	9,041	9,057
第109 計算期間末日	(平成28年5月17日)	1,194,333,428	1,196,434,677	9,094	9,110
第110 計算期間末日	(平成28年6月17日)	1,163,352,288	1,165,465,096	8,810	8,826
第111 計算期間末日	(平成28年7月19日)	1,173,731,214	1,175,848,760	8,869	8,885
第112 計算期間末日	(平成28年8月17日)	1,129,895,028	1,132,016,003	8,524	8,540
第113 計算期間末日	(平成28年9月20日)	1,126,061,540	1,128,185,634	8,482	8,498
第114 計算期間末日	(平成28年10月17日)	1,129,159,475	1,131,283,621	8,505	8,521
第115 計算期間末日	(平成28年11月17日)	1,138,180,599	1,140,310,701	8,549	8,565
第116 計算期間末日	(平成28年12月19日)	1,198,513,277	1,200,629,004	9,064	9,080
第117 計算期間末日	(平成29年1月17日)	1,163,395,576	1,165,494,024	8,871	8,887
第118 計算期間末日	(平成29年2月17日)	1,145,864,739	1,147,944,735	8,814	8,830
第119 計算期間末日	(平成29年3月17日)	1,144,288,556	1,146,370,450	8,794	8,810
第120 計算期間末日	(平成29年4月17日)	1,099,655,400	1,101,733,889	8,465	8,481
第121 計算期間末日	(平成29年5月17日)	1,158,401,282	1,160,477,722	8,926	8,942
第122 計算期間末日	(平成29年6月19日)	1,151,365,597	1,153,430,201	8,923	8,939
第123 計算期間末日	(平成29年7月18日)	1,165,264,820	1,167,324,523	9,052	9,068
第124 計算期間末日	(平成29年8月17日)	1,160,970,707	1,163,034,858	8,999	9,015
第125 計算期間末日	(平成29年9月19日)	1,182,112,068	1,184,171,545	9,184	9,200
第126 計算期間末日	(平成29年10月17日)	1,160,475,383	1,162,504,073	9,153	9,169
第127 計算期間末日	(平成29年11月17日)	1,153,562,619	1,155,571,663	9,187	9,203
第128 計算期間末日	(平成29年12月18日)	1,152,277,964	1,154,281,801	9,201	9,217
第129 計算期間末日	(平成30年1月17日)	1,144,435,554	1,146,442,166	9,125	9,141
第130 計算期間末日	(平成30年2月19日)	1,094,230,159	1,096,234,978	8,733	8,749
第131 計算期間末日	(平成30年3月19日)	1,096,477,071	1,098,498,971	8,677	8,693
第132 計算期間末日	(平成30年4月17日)	1,120,499,621	1,122,526,736	8,844	8,860
第133 計算期間末日	(平成30年5月17日)	1,109,797,889	1,111,825,074	8,759	8,775
第134 計算期間末日	(平成30年6月18日)	1,093,174,938	1,095,182,436	8,713	8,729
第135 計算期間末日	(平成30年7月17日)	1,122,553,012	1,124,563,985	8,931	8,947
第136 計算期間末日	(平成30年8月17日)	1,083,095,933	1,085,105,243	8,625	8,641

第 137 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 18 日)	1, 101, 064, 984	1, 103, 077, 259	8, 755	8, 771
第 138 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 17 日)	1, 083, 189, 089	1, 085, 186, 253	8, 678	8, 694
第 139 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 19 日)	1, 075, 875, 482	1, 077, 865, 567	8, 650	8, 666
第 140 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 17 日)	1, 090, 589, 198	1, 092, 582, 331	8, 755	8, 771
第 141 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 17 日)	1, 059, 147, 369	1, 061, 140, 877	8, 501	8, 517
第 142 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 18 日)	1, 078, 506, 729	1, 080, 506, 765	8, 628	8, 644
第 143 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 18 日)	1, 090, 825, 878	1, 092, 819, 481	8, 755	8, 771
第 144 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 17 日)	1, 090, 236, 984	1, 092, 221, 983	8, 788	8, 804
第 145 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 17 日)	1, 075, 079, 980	1, 077, 072, 242	8, 634	8, 650
第 146 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 17 日)	1, 081, 793, 703	1, 083, 786, 730	8, 685	8, 701
第 147 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 17 日)	1, 085, 516, 226	1, 087, 515, 687	8, 686	8, 702
第 148 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 19 日)	1, 091, 070, 196	1, 093, 066, 099	8, 746	8, 762
第 149 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 17 日)	1, 088, 280, 206	1, 090, 270, 435	8, 749	8, 765
第 150 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 17 日)	1, 099, 048, 693	1, 101, 039, 754	8, 832	8, 848
第 151 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 18 日)	1, 084, 704, 508	1, 086, 685, 678	8, 760	8, 776
第 152 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 17 日)	1, 094, 879, 034	1, 096, 861, 619	8, 836	8, 852
第 153 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 17 日)	1, 097, 887, 270	1, 099, 863, 140	8, 890	8, 906
第 154 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 17 日)	1, 087, 716, 902	1, 089, 679, 730	8, 867	8, 883
第 155 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 17 日)	1, 055, 547, 447	1, 057, 477, 109	8, 752	8, 768
第 156 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 17 日)	1, 021, 094, 748	1, 022, 940, 422	8, 852	8, 868
第 157 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 18 日)	1, 012, 084, 379	1, 013, 937, 223	8, 740	8, 756
第 158 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 17 日)	1, 035, 209, 926	1, 037, 064, 945	8, 929	8, 945
第 159 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 17 日)	1, 049, 795, 335	1, 051, 654, 584	9, 034	9, 050
第 160 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 17 日)	1, 055, 424, 316	1, 057, 275, 996	9, 120	9, 136
第 161 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 17 日)	1, 036, 682, 853	1, 038, 529, 211	8, 984	9, 000
第 162 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 19 日)	1, 044, 166, 853	1, 046, 020, 149	9, 015	9, 031
第 163 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 17 日)	1, 032, 907, 094	1, 034, 757, 137	8, 933	8, 949
第 164 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 17 日)	1, 036, 491, 390	1, 038, 337, 990	8, 981	8, 997
第 165 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 18 日)	1, 022, 120, 271	1, 023, 955, 129	8, 913	8, 929
第 166 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 17 日)	1, 020, 462, 806	1, 022, 281, 411	8, 978	8, 994
第 167 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 17 日)	1, 021, 735, 101	1, 023, 544, 676	9, 034	9, 050
第 168 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 19 日)	1, 012, 633, 528	1, 014, 435, 684	8, 990	9, 006
第 169 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 17 日)	1, 030, 182, 534	1, 032, 009, 277	9, 023	9, 039
第 170 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 17 日)	1, 042, 855, 936	1, 044, 680, 971	9, 143	9, 159
第 171 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 19 日)	1, 037, 681, 557	1, 039, 510, 101	9, 080	9, 096
第 172 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 17 日)	1, 035, 772, 621	1, 037, 601, 410	9, 062	9, 078
第 173 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 17 日)	1, 030, 017, 040	1, 031, 843, 583	9, 023	9, 039
第 174 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 18 日)	1, 042, 306, 918	1, 044, 121, 701	9, 189	9, 205
第 175 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 17 日)	1, 022, 005, 885	1, 023, 798, 483	9, 122	9, 138
第 176 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 17 日)	1, 019, 953, 834	1, 021, 747, 830	9, 097	9, 113
第 177 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 17 日)	1, 002, 036, 926	1, 003, 825, 053	8, 966	8, 982

第 178 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 17 日)	982,092,903	983,883,023	8,778	8,794
第 179 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 17 日)	987,389,904	989,182,470	8,813	8,829
第 180 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 18 日)	1,007,281,611	1,009,077,752	8,973	8,989
第 181 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 17 日)	999,105,599	1,000,901,615	8,901	8,917
第 182 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 17 日)	990,369,908	992,169,222	8,807	8,823
第 183 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 19 日)	1,035,928,957	1,037,732,803	9,189	9,205
	令和 3 年 7 月末日	1,045,943,185	—	9,131	—
	8 月末日	1,040,996,800	—	9,106	—
	9 月末日	1,029,743,912	—	9,021	—
	10 月末日	1,041,506,211	—	9,191	—
	11 月末日	1,015,829,007	—	9,066	—
	12 月末日	1,022,040,487	—	9,100	—
	令和 4 年 1 月末日	998,737,407	—	8,920	—
	2 月末日	978,226,659	—	8,738	—
	3 月末日	1,010,342,956	—	9,003	—
	4 月末日	1,010,442,287	—	9,001	—
	5 月末日	1,004,045,071	—	8,926	—
	6 月末日	1,026,915,699	—	9,114	—
	7 月末日	1,032,931,541	—	9,155	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 64 計算期間	16 円
第 65 計算期間	16 円
第 66 計算期間	16 円
第 67 計算期間	16 円
第 68 計算期間	16 円
第 69 計算期間	16 円
第 70 計算期間	16 円
第 71 計算期間	16 円
第 72 計算期間	16 円
第 73 計算期間	16 円
第 74 計算期間	16 円
第 75 計算期間	16 円
第 76 計算期間	16 円
第 77 計算期間	16 円
第 78 計算期間	16 円
第 79 計算期間	16 円

第 80 計算期間	16 円
第 81 計算期間	16 円
第 82 計算期間	16 円
第 83 計算期間	16 円
第 84 計算期間	16 円
第 85 計算期間	16 円
第 86 計算期間	16 円
第 87 計算期間	16 円
第 88 計算期間	16 円
第 89 計算期間	16 円
第 90 計算期間	16 円
第 91 計算期間	16 円
第 92 計算期間	16 円
第 93 計算期間	16 円
第 94 計算期間	16 円
第 95 計算期間	16 円
第 96 計算期間	16 円
第 97 計算期間	16 円
第 98 計算期間	16 円
第 99 計算期間	16 円
第 100 計算期間	16 円
第 101 計算期間	16 円
第 102 計算期間	16 円
第 103 計算期間	16 円
第 104 計算期間	16 円
第 105 計算期間	16 円
第 106 計算期間	16 円
第 107 計算期間	16 円
第 108 計算期間	16 円
第 109 計算期間	16 円
第 110 計算期間	16 円
第 111 計算期間	16 円
第 112 計算期間	16 円
第 113 計算期間	16 円
第 114 計算期間	16 円
第 115 計算期間	16 円
第 116 計算期間	16 円
第 117 計算期間	16 円
第 118 計算期間	16 円
第 119 計算期間	16 円
第 120 計算期間	16 円

第 121 計算期間	16 円
第 122 計算期間	16 円
第 123 計算期間	16 円
第 124 計算期間	16 円
第 125 計算期間	16 円
第 126 計算期間	16 円
第 127 計算期間	16 円
第 128 計算期間	16 円
第 129 計算期間	16 円
第 130 計算期間	16 円
第 131 計算期間	16 円
第 132 計算期間	16 円
第 133 計算期間	16 円
第 134 計算期間	16 円
第 135 計算期間	16 円
第 136 計算期間	16 円
第 137 計算期間	16 円
第 138 計算期間	16 円
第 139 計算期間	16 円
第 140 計算期間	16 円
第 141 計算期間	16 円
第 142 計算期間	16 円
第 143 計算期間	16 円
第 144 計算期間	16 円
第 145 計算期間	16 円
第 146 計算期間	16 円
第 147 計算期間	16 円
第 148 計算期間	16 円
第 149 計算期間	16 円
第 150 計算期間	16 円
第 151 計算期間	16 円
第 152 計算期間	16 円
第 153 計算期間	16 円
第 154 計算期間	16 円
第 155 計算期間	16 円
第 156 計算期間	16 円
第 157 計算期間	16 円
第 158 計算期間	16 円
第 159 計算期間	16 円
第 160 計算期間	16 円
第 161 計算期間	16 円

第 162 計算期間	16 円
第 163 計算期間	16 円
第 164 計算期間	16 円
第 165 計算期間	16 円
第 166 計算期間	16 円
第 167 計算期間	16 円
第 168 計算期間	16 円
第 169 計算期間	16 円
第 170 計算期間	16 円
第 171 計算期間	16 円
第 172 計算期間	16 円
第 173 計算期間	16 円
第 174 計算期間	16 円
第 175 計算期間	16 円
第 176 計算期間	16 円
第 177 計算期間	16 円
第 178 計算期間	16 円
第 179 計算期間	16 円
第 180 計算期間	16 円
第 181 計算期間	16 円
第 182 計算期間	16 円
第 183 計算期間	16 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 64 計算期間	0.26
第 65 計算期間	2.16
第 66 計算期間	0.91
第 67 計算期間	2.81
第 68 計算期間	4.95
第 69 計算期間	5.79
第 70 計算期間	4.88
第 71 計算期間	△0.06
第 72 計算期間	5.79
第 73 計算期間	3.24
第 74 計算期間	△7.08
第 75 計算期間	2.91
第 76 計算期間	△1.69
第 77 計算期間	1.54
第 78 計算期間	1.23

第 79 計算期間	2.01
第 80 計算期間	3.46
第 81 計算期間	1.07
第 82 計算期間	△1.57
第 83 計算期間	1.32
第 84 計算期間	1.30
第 85 計算期間	△0.22
第 86 計算期間	0.10
第 87 計算期間	0.26
第 88 計算期間	1.44
第 89 計算期間	2.17
第 90 計算期間	△0.07
第 91 計算期間	8.11
第 92 計算期間	1.45
第 93 計算期間	△1.68
第 94 計算期間	△0.35
第 95 計算期間	△0.32
第 96 計算期間	△0.08
第 97 計算期間	1.16
第 98 計算期間	0.63
第 99 計算期間	△0.54
第 100 計算期間	1.96
第 101 計算期間	△3.19
第 102 計算期間	0.73
第 103 計算期間	△0.40
第 104 計算期間	△0.32
第 105 計算期間	△3.86
第 106 計算期間	△0.13
第 107 計算期間	△0.80
第 108 計算期間	△2.91
第 109 計算期間	0.76
第 110 計算期間	△2.94
第 111 計算期間	0.85
第 112 計算期間	△3.70
第 113 計算期間	△0.30
第 114 計算期間	0.45
第 115 計算期間	0.70
第 116 計算期間	6.21
第 117 計算期間	△1.95
第 118 計算期間	△0.46
第 119 計算期間	△0.04

第 120 計算期間	△3.55
第 121 計算期間	5.63
第 122 計算期間	0.14
第 123 計算期間	1.62
第 124 計算期間	△0.40
第 125 計算期間	2.23
第 126 計算期間	△0.16
第 127 計算期間	0.54
第 128 計算期間	0.32
第 129 計算期間	△0.65
第 130 計算期間	△4.12
第 131 計算期間	△0.45
第 132 計算期間	2.10
第 133 計算期間	△0.78
第 134 計算期間	△0.34
第 135 計算期間	2.68
第 136 計算期間	△3.24
第 137 計算期間	1.69
第 138 計算期間	△0.69
第 139 計算期間	△0.13
第 140 計算期間	1.39
第 141 計算期間	△2.71
第 142 計算期間	1.68
第 143 計算期間	1.65
第 144 計算期間	0.55
第 145 計算期間	△1.57
第 146 計算期間	0.77
第 147 計算期間	0.19
第 148 計算期間	0.87
第 149 計算期間	0.21
第 150 計算期間	1.13
第 151 計算期間	△0.63
第 152 計算期間	1.05
第 153 計算期間	0.79
第 154 計算期間	△0.07
第 155 計算期間	△1.11
第 156 計算期間	1.32
第 157 計算期間	△1.08
第 158 計算期間	2.34
第 159 計算期間	1.35
第 160 計算期間	1.12

第 161 計算期間	△1. 31
第 162 計算期間	0. 52
第 163 計算期間	△0. 73
第 164 計算期間	0. 71
第 165 計算期間	△0. 57
第 166 計算期間	0. 90
第 167 計算期間	0. 80
第 168 計算期間	△0. 30
第 169 計算期間	0. 54
第 170 計算期間	1. 50
第 171 計算期間	△0. 51
第 172 計算期間	△0. 02
第 173 計算期間	△0. 25
第 174 計算期間	2. 01
第 175 計算期間	△0. 55
第 176 計算期間	△0. 09
第 177 計算期間	△1. 26
第 178 計算期間	△1. 91
第 179 計算期間	0. 58
第 180 計算期間	1. 99
第 181 計算期間	△0. 62
第 182 計算期間	△0. 87
第 183 計算期間	4. 51

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 64 計算期間	22, 230, 119	17, 718, 470	2, 172, 547, 292
第 65 計算期間	15, 752, 437	20, 946, 760	2, 167, 352, 969
第 66 計算期間	14, 626, 256	18, 427, 926	2, 163, 551, 299
第 67 計算期間	14, 719, 788	21, 001, 464	2, 157, 269, 623
第 68 計算期間	20, 798, 987	49, 691, 771	2, 128, 376, 839
第 69 計算期間	29, 671, 683	125, 331, 467	2, 032, 717, 055
第 70 計算期間	17, 404, 428	86, 880, 792	1, 963, 240, 691
第 71 計算期間	14, 320, 310	67, 552, 942	1, 910, 008, 059
第 72 計算期間	17, 905, 200	116, 726, 045	1, 811, 187, 214
第 73 計算期間	14, 263, 276	67, 207, 904	1, 758, 242, 586
第 74 計算期間	14, 477, 880	96, 112, 903	1, 676, 607, 563
第 75 計算期間	10, 530, 802	31, 468, 263	1, 655, 670, 102
第 76 計算期間	11, 906, 354	34, 844, 268	1, 632, 732, 188

第 77 計算期間	12,389,645	16,782,268	1,628,339,565
第 78 計算期間	11,168,006	31,575,361	1,607,932,210
第 79 計算期間	13,287,127	36,797,134	1,584,422,203
第 80 計算期間	13,525,838	93,826,657	1,504,121,384
第 81 計算期間	39,747,627	118,619,801	1,425,249,210
第 82 計算期間	12,634,094	12,949,365	1,424,933,939
第 83 計算期間	14,094,702	9,286,616	1,429,742,025
第 84 計算期間	18,840,956	16,476,760	1,432,106,221
第 85 計算期間	14,491,419	14,275,533	1,432,322,107
第 86 計算期間	11,558,246	12,826,656	1,431,053,697
第 87 計算期間	37,798,775	46,260,100	1,422,592,372
第 88 計算期間	12,444,557	12,190,866	1,422,846,063
第 89 計算期間	17,779,380	19,384,589	1,421,240,854
第 90 計算期間	30,073,620	28,937,871	1,422,376,603
第 91 計算期間	18,239,363	54,929,408	1,385,686,558
第 92 計算期間	13,813,892	48,359,363	1,351,141,087
第 93 計算期間	15,173,134	22,140,064	1,344,174,157
第 94 計算期間	10,982,417	24,767,806	1,330,388,768
第 95 計算期間	21,558,350	12,873,251	1,339,073,867
第 96 計算期間	13,331,748	20,408,457	1,331,997,158
第 97 計算期間	11,718,614	10,599,240	1,333,116,532
第 98 計算期間	8,756,377	28,027,619	1,313,845,290
第 99 計算期間	9,373,453	30,414,966	1,292,803,777
第 100 計算期間	9,184,969	6,161,478	1,295,827,268
第 101 計算期間	10,912,769	10,006,007	1,296,734,030
第 102 計算期間	8,548,972	7,779,080	1,297,503,922
第 103 計算期間	8,108,941	11,294,867	1,294,317,996
第 104 計算期間	7,788,982	11,616,625	1,290,490,353
第 105 計算期間	10,847,005	3,974,206	1,297,363,152
第 106 計算期間	9,479,922	19,574,913	1,287,268,161
第 107 計算期間	15,263,201	14,614,710	1,287,916,652
第 108 計算期間	22,120,158	6,316,600	1,303,720,210
第 109 計算期間	13,396,768	3,836,047	1,313,280,931
第 110 計算期間	14,211,321	6,986,842	1,320,505,410
第 111 計算期間	11,070,867	8,109,536	1,323,466,741
第 112 計算期間	8,505,084	6,361,872	1,325,609,953
第 113 計算期間	8,367,339	6,418,370	1,327,558,922
第 114 計算期間	7,953,618	7,921,049	1,327,591,491
第 115 計算期間	8,733,310	5,010,441	1,331,314,360
第 116 計算期間	7,234,875	16,219,346	1,322,329,889
第 117 計算期間	7,372,664	18,172,453	1,311,530,100

第 118 計算期間	9,577,587	21,109,650	1,299,998,037
第 119 計算期間	8,193,945	7,007,927	1,301,184,055
第 120 計算期間	7,525,569	9,653,628	1,299,055,996
第 121 計算期間	7,608,915	8,889,294	1,297,775,617
第 122 計算期間	7,122,026	14,520,078	1,290,377,565
第 123 計算期間	7,455,512	10,518,307	1,287,314,770
第 124 計算期間	10,726,404	7,946,645	1,290,094,529
第 125 計算期間	8,628,402	11,549,265	1,287,173,666
第 126 計算期間	8,158,726	27,400,712	1,267,931,680
第 127 計算期間	7,540,002	19,818,575	1,255,653,107
第 128 計算期間	7,248,128	10,502,722	1,252,398,513
第 129 計算期間	8,269,080	6,534,976	1,254,132,617
第 130 計算期間	8,524,551	9,644,891	1,253,012,277
第 131 計算期間	19,182,341	8,506,501	1,263,688,117
第 132 計算期間	7,428,472	4,169,341	1,266,947,248
第 133 計算期間	9,823,237	9,779,277	1,266,991,208
第 134 計算期間	9,064,956	21,369,731	1,254,686,433
第 135 計算期間	7,282,582	5,110,507	1,256,858,508
第 136 計算期間	8,567,784	9,607,255	1,255,819,037
第 137 計算期間	6,874,612	5,021,525	1,257,672,124
第 138 計算期間	7,204,937	16,649,302	1,248,227,759
第 139 計算期間	6,997,281	11,421,711	1,243,803,329
第 140 計算期間	6,674,673	4,769,826	1,245,708,176
第 141 計算期間	8,580,699	8,346,142	1,245,942,733
第 142 計算期間	5,737,972	1,658,122	1,250,022,583
第 143 計算期間	5,842,387	9,862,638	1,246,002,332
第 144 計算期間	5,592,836	10,970,721	1,240,624,447
第 145 計算期間	6,081,750	1,542,257	1,245,163,940
第 146 計算期間	5,597,085	5,118,619	1,245,642,406
第 147 計算期間	9,936,768	5,915,863	1,249,663,311
第 148 計算期間	6,627,176	8,851,005	1,247,439,482
第 149 計算期間	5,384,398	8,930,636	1,243,893,244
第 150 計算期間	10,252,766	9,732,681	1,244,413,329
第 151 計算期間	10,195,905	16,377,939	1,238,231,295
第 152 計算期間	6,636,173	5,751,426	1,239,116,042
第 153 計算期間	6,475,063	10,672,110	1,234,918,995
第 154 計算期間	5,267,961	13,418,989	1,226,767,967
第 155 計算期間	6,425,298	27,154,194	1,206,039,071
第 156 計算期間	8,726,336	61,218,609	1,153,546,798
第 157 計算期間	6,269,357	1,788,202	1,158,027,953
第 158 計算期間	6,301,465	4,941,994	1,159,387,424

第 159 計算期間	5,856,451	3,213,136	1,162,030,739
第 160 計算期間	5,210,412	9,940,848	1,157,300,303
第 161 計算期間	5,780,351	9,106,513	1,153,974,141
第 162 計算期間	10,838,509	6,502,124	1,158,310,526
第 163 計算期間	13,240,940	15,274,212	1,156,277,254
第 164 計算期間	6,313,553	8,465,372	1,154,125,435
第 165 計算期間	6,447,516	13,786,128	1,146,786,823
第 166 計算期間	7,791,111	17,949,658	1,136,628,276
第 167 計算期間	7,030,605	12,674,369	1,130,984,512
第 168 計算期間	6,872,066	11,508,861	1,126,347,717
第 169 計算期間	22,450,207	7,083,335	1,141,714,589
第 170 計算期間	6,495,984	7,563,334	1,140,647,239
第 171 計算期間	7,388,193	5,195,047	1,142,840,385
第 172 計算期間	5,972,634	5,819,835	1,142,993,184
第 173 計算期間	6,259,416	7,662,659	1,141,589,941
第 174 計算期間	5,488,668	12,838,975	1,134,239,634
第 175 計算期間	5,287,328	19,152,588	1,120,374,374
第 176 計算期間	6,682,081	5,808,520	1,121,247,935
第 177 計算期間	5,100,051	8,768,285	1,117,579,701
第 178 計算期間	5,716,338	4,470,876	1,118,825,163
第 179 計算期間	4,920,253	3,391,148	1,120,354,268
第 180 計算期間	4,714,120	2,479,876	1,122,588,512
第 181 計算期間	4,897,296	4,975,532	1,122,510,276
第 182 計算期間	5,514,173	3,452,588	1,124,571,861
第 183 計算期間	4,659,434	1,827,404	1,127,403,891

(参考)

外国債券インデックスマザーファンド

投資状況

令和 4 年 7 月 29 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	162,680,430,988	50.40
	フランス	28,295,010,242	8.77
	イタリア	25,012,928,152	7.75
	ドイツ	21,155,644,580	6.55
	スペイン	16,856,979,586	5.22
	イギリス	16,190,355,182	5.02
	中国	7,045,543,875	2.18

	カナダ	6,536,557,680	2.03
	ベルギー	6,449,839,586	2.00
	オランダ	5,475,078,061	1.70
	オーストラリア	4,931,971,426	1.53
	オーストリア	4,354,999,424	1.35
	メキシコ	2,443,731,184	0.76
	アイルランド	2,125,056,745	0.66
	フィンランド	1,853,565,277	0.57
	マレーシア	1,617,028,630	0.50
	シンガポール	1,345,643,517	0.42
	ポーランド	1,283,652,461	0.40
	イスラエル	1,260,829,092	0.39
	デンマーク	1,181,163,564	0.37
	スウェーデン	829,190,318	0.26
	ノルウェー	641,705,044	0.20
	小計	319,566,904,614	99.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	3,211,416,638	0.99
純資産総額		322,778,321,252	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和4年7月29日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	0.75 T-NOTE 260331	15,950,000	12,415.14	1,980,215,370	12,511.36	1,995,563,278	0.750000	2026/3/31	0.62
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 231115	13,040,000	13,523.04	1,763,405,303	13,434.70	1,751,886,052	2.750000	2023/11/15	0.54
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280515	12,490,000	13,416.83	1,675,762,203	13,546.18	1,691,918,243	2.875000	2028/5/15	0.52
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 310815	14,130,000	11,656.20	1,647,021,587	11,946.63	1,688,059,879	1.250000	2031/8/15	0.52
アメリカ	国債証券	1.375 T-NOTE 311115	13,900,000	11,722.06	1,629,366,673	12,029.71	1,672,130,677	1.375000	2031/11/15	0.52
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280815	11,510,000	13,402.10	1,542,582,646	13,552.49	1,559,891,914	2.875000	2028/8/15	0.48
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 240531	11,730,000	13,286.42	1,558,497,963	13,249.09	1,554,118,773	2.000000	2024/5/31	0.48
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 320215	12,300,000	12,265.19	1,508,619,488	12,553.43	1,544,072,395	1.875000	2032/2/15	0.48
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 301115	12,980,000	11,412.92	1,481,398,297	11,702.65	1,519,004,862	0.875000	2030/11/15	0.47
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 310515	11,950,000	12,098.74	1,445,800,242	12,379.91	1,479,399,655	1.625000	2031/5/15	0.46

アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	12,380,000	11,624.05	1,439,058,253	11,910.88	1,474,567,157	1.125000	2031/2/15	0.46
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 300815	12,260,000	11,211.54	1,374,534,890	11,487.07	1,408,314,848	0.625000	2030/8/15	0.44
アメリカ	国債証券	2.125 T-NOTE 240331	10,160,000	13,346.37	1,355,991,311	13,286.42	1,349,901,050	2.125000	2024/3/31	0.42
アメリカ	国債証券	0.375 T-NOTE 240915	10,000,000	12,743.78	1,274,378,109	12,769.02	1,276,902,047	0.375000	2024/9/15	0.40
アメリカ	国債証券	0.375 T-NOTE 251130	10,150,000	12,338.37	1,252,344,921	12,414.61	1,260,083,684	0.375000	2025/11/30	0.39
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 260930	10,000,000	12,348.89	1,234,889,003	12,468.77	1,246,877,706	0.875000	2026/9/30	0.39
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 280331	9,950,000	12,233.73	1,217,256,670	12,404.10	1,234,208,066	1.250000	2028/3/31	0.38
アメリカ	国債証券	2.5 T-NOTE 240515	9,100,000	13,426.29	1,221,792,923	13,368.45	1,216,529,462	2.500000	2024/5/15	0.38
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 231015	9,200,000	13,034.03	1,199,131,119	13,021.41	1,197,970,108	0.125000	2023/10/15	0.37
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 240115	9,100,000	12,937.28	1,177,292,749	12,923.61	1,176,048,658	0.125000	2024/1/15	0.36
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 240131	8,750,000	13,390.54	1,171,672,256	13,326.39	1,166,059,125	2.250000	2024/1/31	0.36
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 271231	9,630,000	11,865.66	1,142,663,171	12,030.76	1,158,563,031	0.625000	2027/12/31	0.36
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 280215	8,490,000	13,334.46	1,132,096,214	13,456.79	1,142,481,762	2.750000	2028/2/15	0.35
アメリカ	国債証券	3 T-NOTE 251031	8,300,000	13,533.56	1,123,285,745	13,531.45	1,123,111,173	3.000000	2025/10/31	0.35
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 240215	8,260,000	13,498.85	1,115,005,759	13,426.29	1,109,012,037	2.750000	2024/2/15	0.34
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 250831	8,250,000	13,417.88	1,106,975,324	13,412.62	1,106,541,523	2.750000	2025/8/31	0.34
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 231215	8,500,000	12,966.72	1,102,171,956	12,953.58	1,101,054,587	0.125000	2023/12/15	0.34
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 320515	8,030,000	13,447.59	1,079,842,220	13,684.99	1,098,905,455	2.875000	2032/5/15	0.34
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 250215	8,110,000	13,180.21	1,068,915,189	13,182.31	1,069,085,765	2.000000	2025/2/15	0.33
アメリカ	国債証券	3.125 T-NOTE 281115	7,740,000	13,594.26	1,052,196,026	13,757.56	1,064,835,349	3.125000	2028/11/15	0.33

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 7 月 29 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	99.01
合計	99.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

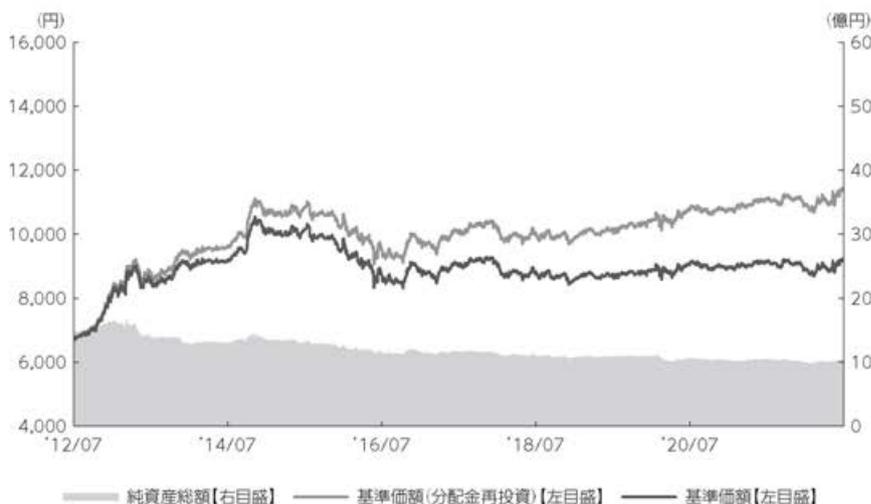
該当事項はありません。



運用実績

2022年7月29日現在

■基準価額・純資産の推移 2012年7月31日～2022年7月29日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	9,155円
純資産総額	10.3億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年 7月	16円
2022年 6月	16円
2022年 5月	16円
2022年 4月	16円
2022年 3月	16円
2022年 2月	16円
直近1年間累計	192円
設定来累計	3,411円

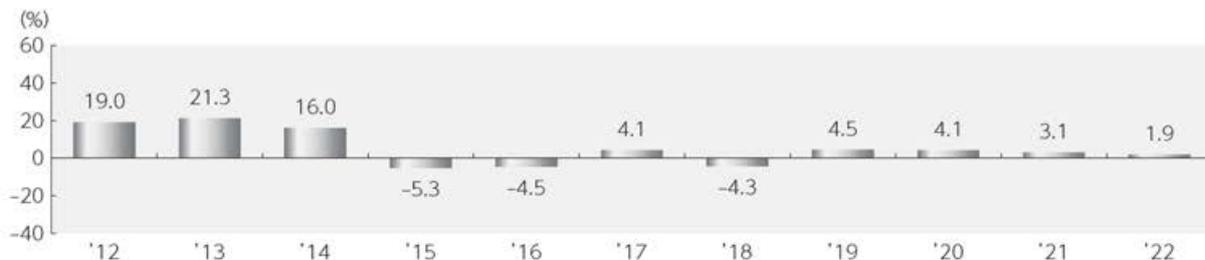
●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 アメリカドル	50.8%	1 0.75 T-NOTE 260331	国債	アメリカ	0.6%
2 ユーロ	34.9%	2 2.75 T-NOTE 231115	国債	アメリカ	0.5%
3 イギリスポンド	5.1%	3 2.875 T-NOTE 280515	国債	アメリカ	0.5%
4 中国元	2.3%	4 1.25 T-NOTE 310815	国債	アメリカ	0.5%
5 カナダドル	2.1%	5 1.375 T-NOTE 311115	国債	アメリカ	0.5%
6 オーストラリアドル	1.6%	6 2.875 T-NOTE 280815	国債	アメリカ	0.5%
7 メキシコペソ	0.8%	7 2 T-NOTE 240531	国債	アメリカ	0.5%
8 マレーシアリンギット	0.5%	8 1.875 T-NOTE 320215	国債	アメリカ	0.5%
9 シンガポールドル	0.4%	9 0.875 T-NOTE 301115	国債	アメリカ	0.5%
10 ポーランドズロチ	0.4%	10 1.625 T-NOTE 310515	国債	アメリカ	0.5%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2022年は年初から7月29日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

ありません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限（2007年4月19日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月18日から翌月17日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 4 年 1 月 18 日から令和 4 年 7 月 19 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年9月21日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ世界国債インデックスファンド（毎月分配型）の令和4年1月18日から令和4年7月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ世界国債インデックスファンド（毎月分配型）の令和4年7月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三菱UFJ 世界国債インデックスファンド（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 1 月 17 日現在]	当期 [令和 4 年 7 月 19 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,322,777	984,044
親投資信託受益証券	1,001,684,342	1,035,541,807
未収入金	2,543,043	2,004,068
流動資産合計	1,005,550,162	1,038,529,919
資産合計	1,005,550,162	1,038,529,919
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,788,127	1,803,846
未払解約金	1,007,968	53,973
未払受託者報酬	47,544	49,266
未払委託者報酬	665,613	689,749
未払利息	1	-
その他未払費用	3,983	4,128
流動負債合計	3,513,236	2,600,962
負債合計	3,513,236	2,600,962
純資産の部		
元本等		
元本	1,117,579,701	1,127,403,891
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△115,542,775	△91,474,934
(分配準備積立金)	83,962,001	79,363,259
元本等合計	1,002,036,926	1,035,928,957
純資産合計	1,002,036,926	1,035,928,957
負債純資産合計	1,005,550,162	1,038,529,919

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 7 月 20 日 至 令和 4 年 1 月 17 日	当期 自 令和 4 年 1 月 18 日 至 令和 4 年 7 月 19 日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,570,191	40,109,122
営業収益合計	2,570,191	40,109,122
営業費用		
支払利息	27	8
受託者報酬	282,620	276,351

委託者報酬	3,956,633	3,868,886
その他費用	23,681	23,153
営業費用合計	4,262,961	4,168,398
営業利益又は営業損失(△)	△1,692,770	35,940,724
経常利益又は経常損失(△)	△1,692,770	35,940,724
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,692,770	35,940,724
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	64,937	52,937
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△105,158,828	△115,542,775
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,363,549	2,279,625
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,363,549	2,279,625
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,144,953	3,321,568
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,144,953	3,321,568
分配金	10,844,836	10,778,003
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△115,542,775	△91,474,934

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月17日および7月17日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和4年1月18日から令和4年7月19日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年1月17日現在]	当期 [令和4年7月19日現在]
1. 期首元本額	1,142,840,385円	1,117,579,701円
期中追加設定元本額	34,790,178円	30,421,614円
期中一部解約元本額	60,050,862円	20,597,424円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	115,542,775円	91,474,934円
3. 受益権の総数	1,117,579,701口	1,127,403,891口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年7月20日 至 令和4年1月17日	当期 自 令和4年1月18日 至 令和4年7月19日		
1. 分配金の計算過程 第172期 令和3年7月20日 令和3年8月17日	1. 分配金の計算過程 第178期 令和4年1月18日 令和4年2月17日		
	項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	1,048,653円
	費用控除後・繰越欠損金補填	B	—円
	項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	910,330円
	費用控除後・繰越欠損金補填	B	—円

後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	104,581,638円
分配準備積立金額	D	92,611,263円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	198,241,554円
当ファンドの期末残存口数	F	1,142,993,184口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,734円
1万口当たり分配金額	H	16円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,828,789円

第173期

令和3年8月18日

令和3年9月17日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,068,117円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	104,957,563円
分配準備積立金額	D	91,217,248円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	197,242,928円
当ファンドの期末残存口数	F	1,141,589,941口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,727円
1万口当たり分配金額	H	16円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,826,543円

第174期

令和3年9月18日

令和3年10月18日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,585,094円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	104,717,061円
分配準備積立金額	D	89,445,092円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	195,747,247円
当ファンドの期末残存口数	F	1,134,239,634口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,725円
1万口当たり分配金額	H	16円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,814,783円

第175期

令和3年10月19日

令和3年11月17日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	946,564円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	103,850,854円
分配準備積立金額	D	87,713,543円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	192,510,961円
当ファンドの期末残存口数	F	1,120,374,374口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,718円
1万口当たり分配金額	H	16円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,792,598円

第176期

令和3年11月18日

令和3年12月17日

項目		
----	--	--

後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	105,047,562円
分配準備積立金額	D	83,627,272円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	189,585,164円
当ファンドの期末残存口数	F	1,118,825,163口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,694円
1万口当たり分配金額	H	16円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,790,120円

第179期

令和4年2月18日

令和4年3月17日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,301,166円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	105,555,520円
分配準備積立金額	D	82,497,428円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	189,354,114円
当ファンドの期末残存口数	F	1,120,354,268口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,690円
1万口当たり分配金額	H	16円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,792,566円

第180期

令和4年3月18日

令和4年4月18日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,727,771円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	106,113,424円
分配準備積立金額	D	81,824,960円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	189,666,155円
当ファンドの期末残存口数	F	1,122,588,512口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,689円
1万口当たり分配金額	H	16円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,796,141円

第181期

令和4年4月19日

令和4年5月17日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	933,356円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	106,463,165円
分配準備積立金額	D	81,395,074円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	188,791,595円
当ファンドの期末残存口数	F	1,122,510,276口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,681円
1万口当たり分配金額	H	16円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,796,016円

第182期

令和4年5月18日

令和4年6月17日

項目		
----	--	--

費用控除後の配当等収益額	A	883,617 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	104,452,885 円
分配準備積立金額	D	86,418,261 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	191,754,763 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,121,247,935 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,710 円
1 万口当たり分配金額	H	16 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,793,996 円

第 177 期

令和 3 年 12 月 18 日

令和 4 年 1 月 17 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	908,757 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	104,500,949 円
分配準備積立金額	D	84,841,371 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	190,251,077 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,117,579,701 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,702 円
1 万口当たり分配金額	H	16 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,788,127 円

費用控除後の配当等収益額	A	1,010,058 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	107,056,041 円
分配準備積立金額	D	80,285,465 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	188,351,564 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,124,571,861 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,674 円
1 万口当たり分配金額	H	16 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,799,314 円

第 183 期

令和 4 年 6 月 18 日

令和 4 年 7 月 19 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,799,750 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	107,657,050 円
分配準備積立金額	D	79,367,355 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	188,824,155 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,127,403,891 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,674 円
1 万口当たり分配金額	H	16 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,803,846 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 3 年 7 月 20 日 至 令和 4 年 1 月 17 日	自 令和 4 年 1 月 18 日 至 令和 4 年 7 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 4 年 1 月 17 日現在]	[令和 4 年 7 月 19 日現在]

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和4年1月17日現在]	当期 [令和4年7月19日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△11,970,417	45,506,821
合計	△11,970,417	45,506,821

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和4年1月17日現在]	当期 [令和4年7月19日現在]
1口当たり純資産額	0.8966円	0.9189円
(1万口当たり純資産額)	(8,966円)	(9,189円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
----	----	----	-----	----

親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	432,575,215	1,035,541,807	
合計		432,575,215	1,035,541,807	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
 なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

外国債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年7月19日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,786,702,267
コール・ローン	416,571,781
国債証券	318,662,052,622
派生商品評価勘定	650,735
未収入金	1,856,614,596
未収利息	1,792,222,211
前払費用	277,879,956
流動資産合計	324,792,694,168
資産合計	324,792,694,168
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	474,270
未払金	635,165,467
未払解約金	157,278,268
未払利息	228
流動負債合計	792,918,233
負債合計	792,918,233
純資産の部	
元本等	
元本	135,341,849,509
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	188,657,926,426
元本等合計	323,999,775,935

純資産合計	323,999,775,935
負債純資産合計	324,792,694,168

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年7月19日現在]
1. 期首	令和4年1月18日
期首元本額	127,266,778,509円
期中追加設定元本額	22,583,961,240円
期中一部解約元本額	14,508,890,240円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	265,661,186円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	543,125,248円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	317,945,942円
三菱UFJ 外国債券オープン	961,661,691円
三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	2,133,347,417円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	5,544,399,390円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	3,836,485,715円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	555,676,004円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	89,347,305円
ファンド・マネジャー(海外債券)	1,286,522,392円
eMAXIS 先進国債券インデックス	5,375,311,467円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	2,152,479,142円
eMAXIS バランス(波乗り型)	225,123,141円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	795,705,351円
コアバランス	1,214,926円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	213,409,076円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	114,062,494円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	63,865,041円
eMAXIS Slim 先進国債券インデックス	21,372,165,292円
海外債券セレクション(ラップ向け)	4,605,012,085円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	8,014,021,201円
つみたて8資産均等バランス	3,648,089,921円
つみたて4資産均等バランス	1,138,932,335円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	2,278,463円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	665,636円

eMAXIS マイマネージャー 1990s	107,227円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	108,525,809円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045 (確定拠出年金)	55,780,124円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)	27,820,903円
三菱UFJ DC年金バランス (株式15)	455,321,408円
三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	666,492,561円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	745,520,175円
三菱UFJ DC年金インデックス (先進国債券)	814,230,717円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	28,402,806円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	107,420,466円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	10,560,455円
ラップ向けインデックスf 先進国債券	2,728,839,843円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	1,159,411円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	7,985,625円
三菱UFJ 外国債券オープン (確定拠出年金)	2,907,953,982円
ワールド・インカムオープン	1,123,442,708円
三菱UFJ DC海外債券インデックスファンド	13,896,894,067円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド (毎月分配型)	432,575,215円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド (年1回決算型)	1,793,932,313円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	550,735,097円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	437,355,895円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	182,637,186円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	134,128,100円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	41,682,432円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	15,728,693円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA (適格機関投資家限定)	1,375,112,970円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型) VA (適格機関投資家限定)	8,440円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA2 (適格機関投資家限定)	14,824,710円
MUAM 世界債券オープン (適格機関投資家限定)	3,601,313,459円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	18,384,636円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	1,840,748,107円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	1,288,054,301円
MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	28,093,381,499円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	524,996,131円
三菱UFJ バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	3,272,896円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	818,399円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	1,595,036,932円
アドバンスト・バランスI (FOFs用) (適格機関投資家限定)	70,758,398円
アドバンスト・バランスII (FOFs用) (適格機関投資家限定)	114,207,191円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	114,385,679円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	25,769,602円
MUKAM 外国債券インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	2,709,375,679円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	112,162,220円
外国債券インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	4,243,181円

インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）VA	1,671,228円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）VA	3,787,241円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）VA	1,431,936円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	848,552円
三菱UFJ 外国債券インデックスファンドVA	9,886,815円
三菱UFJ バランスVA30D（適格機関投資家限定）	5,893,506円
三菱UFJ バランスVA60D（適格機関投資家限定）	11,422,695円
三菱UFJ バランスVA30G（適格機関投資家限定）	6,599,174円
三菱UFJ バランスVA60G（適格機関投資家限定）	15,972,434円
外国債券インデックスファンドi（適格機関投資家限定）	112,114,999円
三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド	1,819,372,460円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定型）	195,406,913円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定成長型）	536,789,387円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）	420,627,246円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（積極型）	161,429,414円
合計	135,341,849,509円
2. 受益権の総数	135,341,849,509口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4 年 1 月 18 日 至 令和 4 年 7 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 7 月 19 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 7 月 19 日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券		△5,135,733,341
合計		△5,135,733,341

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 4 年 7 月 19 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	95,846,934	—	95,386,014	△460,920
	イギリスポンド	9,853,440	—	9,898,956	45,516
	スウェーデンクローネ	3,282,375	—	3,317,425	35,050
	ノルウェークローネ	2,715,400	—	2,733,880	18,480
	デンマーククローネ	3,740,400	—	3,764,060	23,660
	オフショア元	6,142,410	—	6,129,060	△13,350
	ユーロ	69,594,000	—	70,050,150	456,150
	売建				
	アメリカドル	869,518,907	—	869,474,877	44,030
	カナダドル	31,936,800	—	31,936,350	450
	オーストラリアドル	23,536,000	—	23,535,075	925
	イギリスポンド	84,138,780	—	84,137,352	1,428
	シンガポールドル	5,931,600	—	5,931,390	210
スウェーデンクローネ	5,307,920	—	5,307,760	160	
ノルウェークロ	4,784,150	—	4,784,045	105	

ーネ				
デンマーククロ				
ーネ	7,528,400	—	7,528,240	160
メキシコペソ	13,515,400	—	13,507,800	7,600
イスラエルシェ				
ケル	4,002,130	—	4,002,010	120
ポーランドズロ				
チ	4,390,695	—	4,388,760	1,935
ユーロ	608,051,360	—	608,036,604	14,756
合計	1,853,817,101	—	1,853,849,808	176,465

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年7月19日現在]
1口当たり純資産額	2.3939円
(1万口当たり純資産額)	(23,939円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	0.125 T-NOTE 230715	5,300,000.00	5,145,761.71	
		0.125 T-NOTE 230731	7,200,000.00	6,981,468.74	
		0.125 T-NOTE 230815	4,500,000.00	4,357,968.75	
		0.125 T-NOTE 230831	7,500,000.00	7,252,441.39	
		0.125 T-NOTE 230915	6,350,000.00	6,126,261.71	
		0.125 T-NOTE 231015	9,200,000.00	8,867,218.75	

0.125 T-NOTE 231215	8,500,000.00	8,143,398.43	
0.125 T-NOTE 240115	9,100,000.00	8,696,898.43	
0.125 T-NOTE 240215	6,800,000.00	6,483,906.25	
0.25 T-NOTE 231115	6,500,000.00	6,258,789.05	
0.25 T-NOTE 250630	6,650,000.00	6,107,869.13	
0.25 T-NOTE 250731	5,800,000.00	5,312,664.05	
0.25 T-NOTE 250930	5,100,000.00	4,651,359.37	
0.375 T-NOTE 240415	5,300,000.00	5,047,421.87	
0.375 T-NOTE 240715	7,700,000.00	7,287,929.68	
0.375 T-NOTE 240815	7,200,000.00	6,797,812.50	
0.375 T-NOTE 240915	10,000,000.00	9,418,750.00	
0.375 T-NOTE 250430	2,670,000.00	2,471,835.93	
0.375 T-NOTE 251130	10,150,000.00	9,255,531.25	
0.375 T-NOTE 260131	7,700,000.00	6,992,562.50	
0.375 T-NOTE 270731	3,500,000.00	3,063,046.87	
0.375 T-NOTE 270930	8,300,000.00	7,223,593.75	
0.5 T-NOTE 250331	2,000,000.00	1,862,343.75	
0.5 T-NOTE 270430	7,780,000.00	6,891,985.93	
0.5 T-NOTE 270531	4,280,000.00	3,781,446.87	
0.5 T-NOTE 270630	3,600,000.00	3,173,906.25	
0.5 T-NOTE 270831	4,950,000.00	4,347,492.18	
0.625 T-NOTE 241015	7,400,000.00	6,995,890.62	
0.625 T-NOTE 260731	7,930,000.00	7,187,801.56	
0.625 T-NOTE 270331	1,800,000.00	1,607,484.37	
0.625 T-NOTE 271231	9,630,000.00	8,442,801.56	
0.625 T-NOTE 300515	9,190,000.00	7,686,932.40	
0.625 T-NOTE 300815	12,260,000.00	10,204,534.37	
0.75 T-NOTE 241115	6,700,000.00	6,338,304.68	
0.75 T-NOTE 260331	15,950,000.00	14,637,863.28	
0.75 T-NOTE 260430	5,600,000.00	5,128,812.49	
0.75 T-NOTE 260531	8,200,000.00	7,495,953.12	
0.75 T-NOTE 260831	5,500,000.00	5,000,703.12	
0.75 T-NOTE 280131	8,050,000.00	7,097,835.93	
0.875 T-NOTE 260630	8,300,000.00	7,613,953.12	
0.875 T-NOTE 260930	10,000,000.00	9,125,781.25	
0.875 T-NOTE 301115	12,980,000.00	10,989,395.31	

1 T-NOTE 241215	8,000,000.00	7,598,125.00	
1 T-NOTE 280731	3,150,000.00	2,788,857.41	
1.125 T-BOND 400515	3,070,000.00	2,153,317.17	
1.125 T-BOND 400815	6,170,000.00	4,292,488.28	
1.125 T-NOTE 250115	6,000,000.00	5,706,796.87	
1.125 T-NOTE 250228	4,150,000.00	3,939,582.03	
1.125 T-NOTE 261031	5,900,000.00	5,433,531.25	
1.125 T-NOTE 270228	2,950,000.00	2,700,632.81	
1.125 T-NOTE 280229	6,200,000.00	5,576,851.55	
1.125 T-NOTE 280831	5,400,000.00	4,811,062.50	
1.125 T-NOTE 310215	12,380,000.00	10,680,651.55	
1.25 T-BOND 500515	6,930,000.00	4,441,155.46	
1.25 T-NOTE 230731	5,830,000.00	5,719,776.56	
1.25 T-NOTE 261130	7,300,000.00	6,755,921.87	
1.25 T-NOTE 261231	8,200,000.00	7,576,031.25	
1.25 T-NOTE 280331	9,950,000.00	8,995,421.87	
1.25 T-NOTE 280430	2,500,000.00	2,256,445.31	
1.25 T-NOTE 280531	2,700,000.00	2,433,269.52	
1.25 T-NOTE 280630	8,480,000.00	7,632,993.74	
1.25 T-NOTE 280930	8,000,000.00	7,171,875.00	
1.25 T-NOTE 310815	14,130,000.00	12,225,761.70	
1.375 T-BOND 401115	6,700,000.00	4,855,406.25	
1.375 T-BOND 500815	7,900,000.00	5,234,984.36	
1.375 T-NOTE 230630	2,900,000.00	2,853,101.56	
1.375 T-NOTE 230831	6,550,000.00	6,420,535.15	
1.375 T-NOTE 230930	6,450,000.00	6,314,953.12	
1.375 T-NOTE 250131	5,320,000.00	5,088,912.50	
1.375 T-NOTE 281031	5,400,000.00	4,873,500.00	
1.375 T-NOTE 281231	7,400,000.00	6,676,765.62	
1.375 T-NOTE 311115	13,900,000.00	12,119,062.50	
1.5 T-NOTE 240930	6,000,000.00	5,785,312.50	
1.5 T-NOTE 241031	4,100,000.00	3,950,734.37	
1.5 T-NOTE 241130	3,930,000.00	3,781,089.84	
1.5 T-NOTE 250215	4,500,000.00	4,313,496.09	
1.5 T-NOTE 260815	8,040,000.00	7,540,640.62	
1.5 T-NOTE 270131	6,940,000.00	6,475,887.50	

1. 5 T-NOTE 281130	7, 650, 000. 00	6, 951, 339. 84	
1. 5 T-NOTE 300215	6, 940, 000. 00	6, 243, 831. 25	
1. 625 T-BOND 501115	8, 170, 000. 00	5, 781, 551. 56	
1. 625 T-NOTE 231031	5, 470, 000. 00	5, 361, 027. 34	
1. 625 T-NOTE 260215	7, 260, 000. 00	6, 886, 790. 62	
1. 625 T-NOTE 260515	6, 970, 000. 00	6, 591, 550. 78	
1. 625 T-NOTE 261031	2, 450, 000. 00	2, 306, 445. 31	
1. 625 T-NOTE 261130	3, 400, 000. 00	3, 196, 796. 87	
1. 625 T-NOTE 290815	8, 450, 000. 00	7, 706, 664. 06	
1. 625 T-NOTE 310515	11, 950, 000. 00	10, 721, 390. 62	
1. 75 T-BOND 410815	8, 530, 000. 00	6, 512, 788. 26	
1. 75 T-NOTE 240731	5, 150, 000. 00	5, 007, 570. 31	
1. 75 T-NOTE 241231	3, 350, 000. 00	3, 238, 769. 53	
1. 75 T-NOTE 250315	7, 200, 000. 00	6, 939, 000. 00	
1. 75 T-NOTE 261231	4, 300, 000. 00	4, 064, 843. 75	
1. 75 T-NOTE 290131	6, 000, 000. 00	5, 539, 218. 74	
1. 75 T-NOTE 291115	1, 450, 000. 00	1, 332, 867. 18	
1. 875 T-BOND 410215	8, 100, 000. 00	6, 394, 570. 31	
1. 875 T-BOND 510215	9, 010, 000. 00	6, 803, 957. 81	
1. 875 T-BOND 511115	8, 230, 000. 00	6, 212, 364. 05	
1. 875 T-NOTE 270228	7, 700, 000. 00	7, 305, 976. 56	
1. 875 T-NOTE 290228	5, 800, 000. 00	5, 397, 398. 43	
1. 875 T-NOTE 320215	12, 300, 000. 00	11, 194, 441. 37	
2 T-BOND 411115	7, 320, 000. 00	5, 835, 984. 37	
2 T-BOND 500215	6, 440, 000. 00	5, 023, 703. 12	
2 T-BOND 510815	8, 850, 000. 00	6, 885, 714. 84	
2 T-NOTE 240430	3, 600, 000. 00	3, 527, 156. 25	
2 T-NOTE 240531	11, 730, 000. 00	11, 482, 570. 31	
2 T-NOTE 240630	7, 000, 000. 00	6, 847, 421. 87	
2 T-NOTE 250215	8, 110, 000. 00	7, 877, 471. 09	
2 T-NOTE 250815	3, 790, 000. 00	3, 660, 014. 83	
2 T-NOTE 261115	5, 400, 000. 00	5, 157, 421. 87	
2. 125 T-NOTE 231130	3, 300, 000. 00	3, 254, 109. 37	
2. 125 T-NOTE 240229	7, 550, 000. 00	7, 426, 132. 81	
2. 125 T-NOTE 240331	10, 160, 000. 00	9, 982, 993. 75	
2. 125 T-NOTE 240731	3, 450, 000. 00	3, 379, 113. 28	

2.125 T-NOTE 240930	3,300,000.00	3,229,617.18	
2.125 T-NOTE 241130	1,900,000.00	1,856,062.50	
2.125 T-NOTE 250515	7,770,000.00	7,550,254.68	
2.125 T-NOTE 260531	5,000,000.00	4,820,703.12	
2.25 T-BOND 410515	7,290,000.00	6,114,487.50	
2.25 T-BOND 460815	3,930,000.00	3,175,931.25	
2.25 T-BOND 490815	5,000,000.00	4,126,562.49	
2.25 T-BOND 520215	7,690,000.00	6,364,075.73	
2.25 T-NOTE 231231	4,190,000.00	4,137,297.65	
2.25 T-NOTE 240131	8,750,000.00	8,633,789.06	
2.25 T-NOTE 240430	7,600,000.00	7,479,468.75	
2.25 T-NOTE 241031	4,800,000.00	4,707,750.00	
2.25 T-NOTE 241115	4,950,000.00	4,852,933.58	
2.25 T-NOTE 241231	2,600,000.00	2,544,546.87	
2.25 T-NOTE 251115	7,390,000.00	7,177,826.16	
2.25 T-NOTE 270215	7,890,000.00	7,601,521.87	
2.25 T-NOTE 270815	4,690,000.00	4,503,865.62	
2.25 T-NOTE 271115	8,090,000.00	7,751,231.25	
2.375 T-BOND 420215	5,090,000.00	4,328,885.92	
2.375 T-BOND 491115	4,650,000.00	3,948,867.18	
2.375 T-BOND 510515	8,840,000.00	7,505,021.86	
2.375 T-NOTE 240229	3,750,000.00	3,703,417.96	
2.375 T-NOTE 240815	6,390,000.00	6,286,162.50	
2.375 T-NOTE 270515	5,710,000.00	5,524,425.00	
2.375 T-NOTE 290331	5,600,000.00	5,365,281.23	
2.375 T-NOTE 290515	5,000,000.00	4,789,843.75	
2.5 T-BOND 450215	3,350,000.00	2,850,640.62	
2.5 T-BOND 460215	3,450,000.00	2,936,273.43	
2.5 T-BOND 460515	3,130,000.00	2,663,678.90	
2.5 T-NOTE 230815	7,900,000.00	7,845,070.31	
2.5 T-NOTE 240131	6,400,000.00	6,334,500.00	
2.5 T-NOTE 240515	9,100,000.00	8,991,226.56	
2.5 T-NOTE 240531	6,000,000.00	5,922,187.50	
2.5 T-NOTE 250131	3,350,000.00	3,295,039.06	
2.5 T-NOTE 260228	3,450,000.00	3,372,105.46	
2.5 T-NOTE 270331	5,500,000.00	5,361,425.77	

2. 625 T-NOTE 250331	1, 960, 000. 00	1, 931, 671. 87	
2. 625 T-NOTE 250415	4, 000, 000. 00	3, 942, 500. 00	
2. 625 T-NOTE 251231	2, 300, 000. 00	2, 260, 468. 75	
2. 625 T-NOTE 260131	4, 800, 000. 00	4, 717, 875. 00	
2. 625 T-NOTE 270531	2, 500, 000. 00	2, 450, 292. 96	
2. 625 T-NOTE 290215	6, 910, 000. 00	6, 728, 612. 50	
2. 75 T-BOND 420815	1, 720, 000. 00	1, 547, 731. 25	
2. 75 T-BOND 421115	2, 200, 000. 00	1, 977, 078. 12	
2. 75 T-BOND 470815	4, 110, 000. 00	3, 681, 982. 01	
2. 75 T-BOND 471115	3, 710, 000. 00	3, 330, 884. 37	
2. 75 T-NOTE 230731	700, 000. 00	697, 375. 00	
2. 75 T-NOTE 231115	13, 040, 000. 00	12, 977, 856. 25	
2. 75 T-NOTE 240215	8, 260, 000. 00	8, 206, 439. 06	
2. 75 T-NOTE 250228	3, 440, 000. 00	3, 403, 718. 75	
2. 75 T-NOTE 250515	6, 400, 000. 00	6, 326, 749. 99	
2. 75 T-NOTE 250630	2, 370, 000. 00	2, 343, 152. 34	
2. 75 T-NOTE 250831	8, 250, 000. 00	8, 142, 363. 28	
2. 75 T-NOTE 270430	3, 800, 000. 00	3, 743, 890. 62	
2. 75 T-NOTE 280215	8, 490, 000. 00	8, 340, 098. 43	
2. 75 T-NOTE 290531	4, 600, 000. 00	4, 513, 031. 24	
2. 875 T-BOND 430515	3, 430, 000. 00	3, 133, 358. 59	
2. 875 T-BOND 450815	2, 800, 000. 00	2, 552, 593. 75	
2. 875 T-BOND 461115	1, 820, 000. 00	1, 663, 167. 18	
2. 875 T-BOND 490515	5, 750, 000. 00	5, 387, 929. 68	
2. 875 T-BOND 520515	4, 830, 000. 00	4, 588, 500. 00	
2. 875 T-NOTE 230930	4, 150, 000. 00	4, 137, 031. 25	
2. 875 T-NOTE 231031	3, 700, 000. 00	3, 686, 703. 12	
2. 875 T-NOTE 250430	6, 000, 000. 00	5, 951, 484. 37	
2. 875 T-NOTE 250531	4, 230, 000. 00	4, 193, 648. 43	
2. 875 T-NOTE 250615	7, 800, 000. 00	7, 736, 625. 00	
2. 875 T-NOTE 251130	3, 800, 000. 00	3, 765, 710. 93	
2. 875 T-NOTE 280515	12, 490, 000. 00	12, 346, 072. 25	
2. 875 T-NOTE 280815	11, 510, 000. 00	11, 370, 621. 09	
2. 875 T-NOTE 290430	7, 000, 000. 00	6, 922, 070. 30	
2. 875 T-NOTE 320515	7, 550, 000. 00	7, 496, 324. 21	
3 T-BOND 420515	2, 570, 000. 00	2, 417, 607. 03	

3 T-BOND 441115	3,370,000.00	3,133,310.15	
3 T-BOND 450515	1,790,000.00	1,665,539.06	
3 T-BOND 451115	800,000.00	746,125.00	
3 T-BOND 470215	3,460,000.00	3,236,721.87	
3 T-BOND 470515	2,790,000.00	2,610,829.68	
3 T-BOND 480215	4,680,000.00	4,423,696.87	
3 T-BOND 480815	5,360,000.00	5,085,718.75	
3 T-BOND 490215	5,790,000.00	5,540,306.25	
3 T-NOTE 250930	4,600,000.00	4,577,539.06	
3 T-NOTE 251031	8,300,000.00	8,257,527.33	
3.125 T-BOND 411115	1,990,000.00	1,918,095.70	
3.125 T-BOND 420215	1,600,000.00	1,538,875.00	
3.125 T-BOND 430215	2,150,000.00	2,046,699.20	
3.125 T-BOND 440815	2,680,000.00	2,545,790.62	
3.125 T-BOND 480515	4,410,000.00	4,281,145.31	
3.125 T-NOTE 281115	7,740,000.00	7,756,326.56	
3.25 T-BOND 420515	2,830,000.00	2,770,083.57	
3.375 T-BOND 440515	2,760,000.00	2,730,028.12	
3.375 T-BOND 481115	5,430,000.00	5,538,175.78	
3.5 T-BOND 390215	460,000.00	484,653.12	
3.625 T-BOND 430815	3,100,000.00	3,189,125.00	
3.625 T-BOND 440215	3,090,000.00	3,177,630.46	
3.75 T-BOND 410815	1,560,000.00	1,649,578.12	
3.75 T-BOND 431115	2,630,000.00	2,753,692.18	
3.875 T-BOND 400815	1,610,000.00	1,749,114.06	
4.25 T-BOND 390515	2,190,000.00	2,516,960.14	
4.25 T-BOND 401115	2,200,000.00	2,504,734.37	
4.375 T-BOND 391115	1,930,000.00	2,245,283.59	
4.375 T-BOND 400515	1,630,000.00	1,893,092.18	
4.375 T-BOND 410515	1,510,000.00	1,741,926.56	
4.5 T-BOND 360215	1,000,000.00	1,183,671.87	
4.5 T-BOND 380515	730,000.00	867,730.46	
4.5 T-BOND 390815	1,630,000.00	1,928,621.09	
4.625 T-BOND 400215	1,670,000.00	2,002,303.90	
4.75 T-BOND 410215	2,000,000.00	2,427,812.50	
5 T-BOND 370515	770,000.00	958,770.31	

		5. 25 T-BOND 281115	1,530,000.00	1,719,457.03	
		5. 375 T-BOND 310215	1,010,000.00	1,190,616.40	
		6 T-BOND 260215	1,900,000.00	2,081,316.40	
		6. 125 T-BOND 271115	3,860,000.00	4,426,032.81	
		6. 25 T-BOND 300515	1,150,000.00	1,408,660.15	
アメリカドル合計			1,273,240,000.00	1,183,530,119.08 (163,623,038,962)	
カナダドル	国債証券	0. 25 CAN GOVT 240401	3,850,000.00	3,663,837.10	
		0. 25 CAN GOVT 260301	2,200,000.00	1,986,703.40	
		0. 5 CAN GOVT 250901	800,000.00	737,888.00	
		0. 5 CAN GOVT 301201	5,400,000.00	4,367,822.40	
		1 CAN GOVT 270601	1,930,000.00	1,752,580.89	
		1. 25 CAN GOVT 250301	2,100,000.00	1,998,851.40	
		1. 25 CAN GOVT 270301	2,500,000.00	2,304,360.00	
		1. 25 CAN GOVT 300601	3,510,000.00	3,060,442.71	
		1. 5 CAN GOVT 240901	2,000,000.00	1,931,752.00	
		1. 5 CAN GOVT 250401	1,000,000.00	956,534.00	
		1. 5 CAN GOVT 260601	3,200,000.00	3,016,956.80	
		1. 5 CAN GOVT 310601	4,400,000.00	3,856,877.20	
		1. 5 CAN GOVT 311201	2,350,000.00	2,048,842.80	
		1. 75 CAN GOVT 531201	2,550,000.00	1,887,663.00	
		2 CAN GOVT 230901	3,000,000.00	2,957,610.00	
		2 CAN GOVT 280601	500,000.00	471,875.50	
		2 CAN GOVT 320601	1,650,000.00	1,499,320.35	
		2 CAN GOVT 511201	4,660,000.00	3,715,487.90	
		2. 25 CAN GOVT 240301	2,150,000.00	2,117,679.05	
		2. 25 CAN GOVT 250601	3,100,000.00	3,025,689.90	
		2. 25 CAN GOVT 290601	2,210,000.00	2,100,008.30	
		2. 5 CAN GOVT 240601	2,700,000.00	2,666,700.90	
		2. 75 CAN GOVT 481201	1,380,000.00	1,299,210.66	
		2. 75 CANADA GOVER 641201	800,000.00	743,391.20	
3. 5 CAN GOVT 451201	1,460,000.00	1,552,431.14			
4 CAN GOVT 410601	800,000.00	895,199.20			
5 CAN GOVT 370601	770,000.00	934,919.37			
5. 75 CAN GOVT 290601	1,450,000.00	1,689,609.60			
5. 75 CAN GOVT 330601	1,050,000.00	1,303,111.95			

カナダドル合計			65,470,000.00	60,543,356.72 (6,446,051,189)
オーストラリアドル	国債証券	0.25 AUST GOVT 241121	900,000.00	846,792.60
		0.25 AUST GOVT 251121	3,450,000.00	3,137,140.44
		0.5 AUST GOVT 260921	1,100,000.00	985,833.22
		1 AUST GOVT 301221	1,610,000.00	1,327,835.59
		1 AUST GOVT 311121	3,610,000.00	2,913,424.76
		1.25 AUST GOVT 320521	3,100,000.00	2,538,463.70
		1.5 AUST GOVT 310621	2,590,000.00	2,208,997.53
		1.75 AUST GOVT 321121	2,780,000.00	2,369,748.86
		1.75 AUST GOVT 510621	1,990,000.00	1,318,215.83
		2.25 AUST GOVT 280521	1,250,000.00	1,184,095.45
		2.5 AUST GOVT 300521	3,940,000.00	3,705,133.21
		2.75 AUST GOVT 271121	2,090,000.00	2,041,037.36
		2.75 AUST GOVT 281121	1,630,000.00	1,581,609.89
		2.75 AUST GOVT 291121	2,210,000.00	2,125,746.09
		2.75 AUST GOVT 350621	960,000.00	880,249.36
		2.75 AUST GOVT 410521	1,370,000.00	1,199,607.98
		3 AUST GOVT 331121	1,900,000.00	1,812,790.38
		3 AUST GOVT 470321	1,560,000.00	1,392,074.68
		3.25 AUST GOVT 250421	4,760,000.00	4,787,063.45
		3.25 AUST GOVT 290421	2,260,000.00	2,253,348.02
3.25 AUST GOVT 390621	1,640,000.00	1,558,705.62		
3.75 AUST GOVT 370421	1,300,000.00	1,322,118.46		
4.25 AUST GOVT 260421	3,320,000.00	3,448,280.15		
4.5 AUST GOVT 330421	2,210,000.00	2,414,998.93		
4.75 AUST GOVT 270421	2,050,000.00	2,190,594.74		
オーストラリアドル合計			55,580,000.00	51,543,906.30 (4,852,858,778)
イギリス ポンド	国債証券	0.125 GILT 240131	4,500,000.00	4,362,075.00
		0.125 GILT 260130	1,100,000.00	1,036,457.10
		0.125 GILT 280131	400,000.00	363,260.00
		0.25 GILT 250131	3,600,000.00	3,436,272.00
		0.25 GILT 310731	2,660,000.00	2,250,915.40
		0.375 GILT 261022	1,900,000.00	1,779,828.80
		0.375 GILT 301022	1,690,000.00	1,478,969.70

0.5 GILT 290131	1,250,000.00	1,136,673.91	
0.5 GILT 611022	1,420,000.00	711,878.94	
0.625 GILT 250607	1,380,000.00	1,332,735.00	
0.625 GILT 350731	2,440,000.00	1,921,487.94	
0.625 GILT 501022	1,240,000.00	751,682.54	
0.875 GILT 291022	2,060,000.00	1,908,071.70	
0.875 GILT 330731	1,020,000.00	877,703.95	
0.875 GILT 460131	970,000.00	668,322.62	
1 GILT 240422	1,700,000.00	1,671,972.44	
1 GILT 320131	500,000.00	448,050.00	
1.125 GILT 390131	1,610,000.00	1,281,994.70	
1.125 GILT 731022	920,000.00	565,809.20	
1.25 GILT 270722	1,770,000.00	1,718,935.50	
1.25 GILT 411022	2,630,000.00	2,072,440.00	
1.25 GILT 510731	1,470,000.00	1,061,422.32	
1.5 GILT 260722	2,290,000.00	2,257,390.40	
1.5 GILT 470722	2,110,000.00	1,663,005.12	
1.5 GILT 530731	200,000.00	152,623.10	
1.625 GILT 281022	1,540,000.00	1,517,623.80	
1.625 GILT 541022	1,530,000.00	1,201,575.70	
1.625 GILT 711022	1,530,000.00	1,154,507.40	
1.75 GILT 370907	2,210,000.00	1,970,725.51	
1.75 GILT 490122	1,180,000.00	981,387.12	
1.75 GILT 570722	2,130,000.00	1,717,129.32	
2 GILT 250907	1,760,000.00	1,764,928.00	
2.5 GILT 650722	2,060,000.00	2,042,490.00	
2.75 GILT 240907	1,900,000.00	1,930,777.72	
3.25 GILT 440122	2,360,000.00	2,571,479.60	
3.5 GILT 450122	2,480,000.00	2,812,568.00	
3.5 GILT 680722	1,700,000.00	2,138,940.00	
3.75 GILT 520722	1,930,000.00	2,372,124.40	
4 GILT 600122	1,490,000.00	1,997,196.00	
4.25 GILT 271207	2,320,000.00	2,590,744.00	
4.25 GILT 320607	2,350,000.00	2,788,340.80	
4.25 GILT 360307	1,750,000.00	2,089,892.70	
4.25 GILT 390907	1,450,000.00	1,763,229.00	

		4. 25 GILT 401207	1,590,000.00	1,949,296.75	
		4. 25 GILT 461207	2,020,000.00	2,573,924.40	
		4. 25 GILT 491207	1,510,000.00	1,966,867.41	
		4. 25 GILT 551207	1,890,000.00	2,570,345.56	
		4. 5 GILT 340907	1,630,000.00	1,987,687.20	
		4. 5 GILT 421207	2,250,000.00	2,885,535.00	
		4. 75 GILT 301207	2,330,000.00	2,824,826.76	
		4. 75 GILT 381207	1,730,000.00	2,219,017.71	
		5 GILT 250307	2,070,000.00	2,231,681.49	
		6 GILT 281207	1,540,000.00	1,915,538.24	
イギリスポンド合計			95,060,000.00	95,440,356.97 (15,746,704,496)	
シンガポ ールドル	国債証券	1. 25 SINGAPORGOVT 261101	700,000.00	658,700.00	
		1. 625 SINGAPORGOV 310701	450,000.00	408,555.67	
		1. 875 SINGAPORGOV 500301	700,000.00	553,000.00	
		1. 875 SINGAPORGOV 511001	950,000.00	757,454.00	
		2. 125 SINGAPORGOV 260601	1,530,000.00	1,497,564.00	
		2. 25 SINGAPORGOVT 360801	830,000.00	769,978.55	
		2. 375 SINGAPORGOV 250601	600,000.00	594,120.00	
		2. 375 SINGAPORGOV 390701	380,000.00	351,880.00	
		2. 625 SINGAPORGOV 280501	800,000.00	796,000.00	
		2. 75 SINGAPORGOVT 230701	1,000,000.00	999,411.54	
		2. 75 SINGAPORGOVT 420401	380,000.00	367,868.50	
		2. 75 SINGAPORGOVT 460301	790,000.00	752,870.00	
		2. 875 SINGAPORGOV 290701	920,000.00	926,900.00	
		2. 875SINGAPORGOVT 300901	1,140,000.00	1,147,410.00	
		3 SINGAPORGOVT 240901	1,500,000.00	1,507,792.50	
3. 375 SINGAPORGOV 330901	780,000.00	819,000.00			
3. 5 SINGAPORGOVT 270301	760,000.00	785,551.20			
シンガポールドル合計			14,210,000.00	13,694,055.96 (1,353,931,312)	
マレーシ アリング ット	国債証券	2. 632 MALAYSIAGOV 310415	1,800,000.00	1,609,979.68	
		3. 502MALAYSIAGOV 270531	1,400,000.00	1,384,036.68	
		3. 733 MALAYSIAGO 280615	2,800,000.00	2,775,472.75	
		3. 757 MALAYSIAGOV 400522	3,230,000.00	2,908,196.90	
		3. 8 MALAYSIAGOV 230817	1,950,000.00	1,965,348.25	

		3. 828 MALAYSIAGOV 340705	2,300,000.00	2,193,067.13	
		3. 844 MALAYSIAGOV 330415	1,400,000.00	1,358,387.22	
		3. 882 MALAYSIAGOV 250314	1,310,000.00	1,322,697.43	
		3. 885 MALAYSIAGOV 290815	2,000,000.00	1,984,331.18	
		3. 892 MALAYSIAGOV 270315	1,500,000.00	1,509,730.80	
		3. 899 MALAYSIAGOV 271116	1,540,000.00	1,550,916.59	
		3. 9 MALAYSIAGOV 261130	2,500,000.00	2,518,903.00	
		3. 906 MALAYSIAGOV 260715	1,400,000.00	1,410,960.18	
		3. 955 MALAYSIAGOV 250915	3,920,000.00	3,948,193.81	
		4. 065 MALAYSIAGOV 500615	950,000.00	845,223.54	
		4. 181 MALAYSIAGOV 240715	4,100,000.00	4,170,412.17	
		4. 232MALAYSIAGOV 310630	3,050,000.00	3,082,111.92	
		4. 254 MALAYSIAGOV 350531	2,150,000.00	2,121,395.08	
		4. 392 MALAYSIAGOV 260415	900,000.00	922,027.32	
		4. 498 MALAYSIAGOV 300415	2,240,000.00	2,304,645.50	
		4. 642 MALAYSIAGOV 331107	1,200,000.00	1,230,945.36	
		4. 736 MALAYSIAGOV 460315	1,650,000.00	1,623,599.93	
		4. 762 MALAYSIAGOV 370407	2,940,000.00	3,052,601.11	
		4. 893 MALAYSIAGOV 380608	950,000.00	983,697.07	
		4. 921 MALAYSIAGOV 480706	2,020,000.00	2,041,428.36	
		4. 935 MALAYSIAGOV 430930	2,200,000.00	2,272,180.46	
マレーシアリングット合計			53,400,000.00	53,090,489.42	(1,647,297,014)
スウェーデン クローネ	国債証券	0. 125 SWD GOVT 310512	7,850,000.00	6,909,854.71	
		0. 75 SWD GOVT 280512	6,900,000.00	6,551,611.61	
		0. 75 SWD GOVT 291112	6,300,000.00	5,916,871.17	
		1 SWD GOVT 261112	10,460,000.00	10,134,706.55	
		1. 5 SWD GOVT 231113	9,940,000.00	9,903,986.58	
		2. 25 SWD GOVT 320601	6,750,000.00	7,177,612.50	
		2. 5 SWD GOVT 250512	8,260,000.00	8,385,642.03	
		3. 5 SWD GOVT 390330	5,470,000.00	6,986,201.95	
スウェーデンクローネ合計			61,930,000.00	61,966,487.10	(822,295,283)
ノルウェー クローネ	国債証券	1. 25 NORWE GOVT 310917	3,500,000.00	3,024,448.00	
		1. 375 NORWE GOVT 300819	7,570,000.00	6,716,785.30	
		1. 5 NORWE GOVT 260219	4,860,000.00	4,630,083.12	

		1. 75 NORWE GOVT 250313	8,950,000.00	8,687,979.80	
		1. 75 NORWE GOVT 270217	4,170,000.00	3,966,382.65	
		1. 75 NORWE GOVT 290906	4,200,000.00	3,878,511.00	
		2 NORWE GOVT 280426	6,200,000.00	5,897,192.00	
		2. 125 NORWE GOVT 320518	3,000,000.00	2,776,800.00	
		3 NORWE GOVT 240314	6,300,000.00	6,318,411.75	
ノルウェークローネ合計			48,750,000.00	45,896,593.62	(627,406,434)
デンマーク クローネ	国債証券	0 DMK GOVT 241115	2,300,000.00	2,258,600.00	
		0 DMK GOVT 311115	7,500,000.00	6,515,047.80	
		0. 25 DMK GOVT 521115	6,300,000.00	4,062,996.00	
		0. 5 DMK GOVT 271115	9,050,000.00	8,719,738.35	
		0. 5 DMK GOVT 291115	10,550,000.00	9,906,239.00	
		1. 5 DMK GOVT 231115	3,250,000.00	3,294,954.00	
		1. 75 DMK GOVT 251115	7,490,000.00	7,691,203.87	
		4. 5 DMK GOVT 391115	13,840,000.00	19,386,476.88	
デンマーククローネ合計			60,280,000.00	61,835,255.90	(1,163,739,516)
メキシコ ペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	47,950,000.00	48,364,513.36	
		10 MEXICAN BONOS 361120	11,150,000.00	11,880,516.78	
		5 MEXICAN BONOS 250306	14,000,000.00	12,535,243.14	
		5. 5 MEXICAN BONOS 270304	13,000,000.00	11,154,650.00	
		5. 75 MEXICAN BONO 260305	57,900,000.00	51,514,240.84	
		7. 5 MEXICAN BONOS 270603	40,250,000.00	37,546,688.04	
		7. 75 MEXICAN BONO 310529	39,350,000.00	36,193,343.00	
		7. 75 MEXICAN BONO 341123	11,200,000.00	10,052,000.00	
		7. 75 MEXICAN BONO 421113	23,890,000.00	20,447,451.00	
		8 MEXICAN BONOS 231207	26,430,000.00	25,852,930.55	
		8 MEXICAN BONOS 240905	12,000,000.00	11,629,200.00	
		8 MEXICAN BONOS 471107	29,900,000.00	26,126,973.71	
		8. 5 MEXICAN BONOS 290531	35,050,000.00	33,966,416.98	
		8. 5 MEXICAN BONOS 381118	25,700,000.00	23,915,061.75	
メキシコペソ合計			387,770,000.00	361,179,229.15	(2,440,740,876)
イスラエル シェケル	国債証券	0. 5 ISRAEL FIXED 250430	4,000,000.00	3,815,000.00	
		1 ISRAEL FIXED BO 300331	2,800,000.00	2,509,220.00	

		1. 5 ISRAEL FIXED 370531	2,400,000.00	1,990,920.00	
		2. 25 ISRAEL FIXED 280928	4,180,000.00	4,226,398.00	
		3. 75 ISRAEL FIXED 240331	6,250,000.00	6,494,375.00	
		3. 75 ISRAEL FIXED 470331	2,800,000.00	3,059,840.00	
		5. 5 ISRAEL FIXED 420131	2,580,000.00	3,549,177.00	
		6. 25 ISRAEL FIXED 261030	5,000,000.00	6,001,250.00	
イスラエルシェケル合計			30,010,000.00	31,646,180.00 (1,266,521,263)	
ポーランド ドズロチ	国債証券	0. 25 POLAND 261025	3,000,000.00	2,275,050.00	
		1. 25 POLAND 301025	4,090,000.00	2,736,619.00	
		1. 75 POLAND 320425	1,000,000.00	659,000.00	
		2. 25 POLAND 241025	4,000,000.00	3,576,200.00	
		2. 5 POLAND 240425	2,600,000.00	2,394,210.00	
		2. 5 POLAND 260725	6,540,000.00	5,513,056.50	
		2. 5 POLAND 270725	5,190,000.00	4,230,109.50	
		2. 75 POLAND 280425	4,760,000.00	3,874,997.00	
		2. 75 POLAND 291025	4,900,000.00	3,818,325.00	
		3. 25 POLAND 250725	7,300,000.00	6,540,070.00	
		4 POLAND 231025	4,300,000.00	4,141,476.20	
		5. 75 POLAND 290425	3,450,000.00	3,284,745.00	
ポーランドドズロチ合計			51,130,000.00	43,043,858.20 (1,259,949,686)	
中国元	国債証券	1. 99 CHINA GOVT 250409	20,000,000.00	19,791,200.00	
		2. 36 CHINA GOVT 230702	11,000,000.00	11,047,712.50	
		2. 37 CHINA GOVT 270120	11,000,000.00	10,913,540.00	
		2. 47 CHINA GOVT 240902	13,000,000.00	13,051,285.00	
		2. 56 CHINA GOVT 231021	10,000,000.00	10,061,247.00	
		2. 68 CHINA GOVT 300521	6,000,000.00	5,931,910.26	
		2. 69 CHINA GOVT 260812	15,000,000.00	15,095,845.50	
		2. 75 CHINA GOVT 320217	4,000,000.00	3,975,180.00	
		2. 76 CHINA GOVT 320515	4,000,000.00	3,991,700.00	
		2. 8 CHINA GOVT 290324	6,000,000.00	6,014,430.00	
		2. 85 CHINA GOVT 270604	6,000,000.00	6,075,180.00	
		2. 89 CHINA GOVT 311118	5,000,000.00	5,023,223.50	
		2. 9 CHINA GOVT 260505	6,000,000.00	6,085,962.60	
		2. 91 CHINA GOVT 281014	6,000,000.00	6,063,330.00	

		2.94 CHINA GOVT 241017	7,000,000.00	7,099,679.30	
		3.01 CHINA GOVT 280513	6,000,000.00	6,102,336.00	
		3.02 CHINA GOVT 251022	12,000,000.00	12,226,768.80	
		3.02 CHINA GOVT 310527	14,000,000.00	14,202,650.00	
		3.03 CHINA GOVT 260311	8,000,000.00	8,152,612.00	
		3.12 CHINA GOVT 261205	10,000,000.00	10,241,815.00	
		3.13 CHINA GOVT 291121	7,000,000.00	7,155,456.70	
		3.25 CHINA GOVT 260606	10,000,000.00	10,279,613.00	
		3.25 CHINA GOVT 281122	8,000,000.00	8,248,502.40	
		3.27 CHINA GOVT 301119	13,000,000.00	13,443,827.80	
		3.28 CHINA GOVT 271203	7,000,000.00	7,239,521.10	
		3.29 CHINA GOVT 290523	9,000,000.00	9,312,312.60	
		3.32 CHINA GOVT 520415	1,000,000.00	1,008,700.70	
		3.39 CHINA GOVT 500316	12,000,000.00	12,076,453.20	
		3.53 CHINA GOVT 511018	4,000,000.00	4,159,360.00	
		3.54 CHINA GOVT 280816	4,000,000.00	4,211,969.20	
		3.57 CHINA GOVT 240622	10,000,000.00	10,275,872.00	
		3.59 CHINA GOVT 270803	7,000,000.00	7,378,073.50	
		3.6 CHINA GOVT 250906	12,000,000.00	12,468,332.40	
		3.61 CHINA GOVT 250607	10,000,000.00	10,371,354.00	
		3.69 CHINA GOVT 280517	5,000,000.00	5,309,704.50	
		3.72 CHINA GOVT 510412	4,000,000.00	4,277,648.80	
		3.77 CHINA GOVT 250308	11,000,000.00	11,442,558.60	
		3.81 CHINA GOVT 500914	8,000,000.00	8,685,604.00	
		3.86 CHINA GOVT 490722	6,000,000.00	6,554,279.40	
		4.08 CHINA GOVT 230822	12,000,000.00	12,308,568.00	
		4.08 CHINA GOVT 481022	5,000,000.00	5,663,884.50	
中国元合計			345,000,000.00	353,019,203.86 (7,236,152,338)	
ユーロ	国債証券	0 AUSTRIA GOVT 250420	800,000.00	784,284.00	
		0 AUSTRIA GOVT 281020	400,000.00	366,682.00	
		0 AUSTRIA GOVT 300220	1,450,000.00	1,294,609.30	
		0 AUSTRIA GOVT 310220	1,650,000.00	1,432,629.27	
		0 AUSTRIA GOVT 401020	550,000.00	372,702.00	
		0 BEL GOVT 271022	500,000.00	469,482.00	
		0 BEL GOVT 311022	1,700,000.00	1,454,370.40	

0 BUND 260815	4,880,000.00	4,742,188.80	
0 BUND 271115	2,500,000.00	2,387,657.50	
0 BUND 290815	990,000.00	924,789.69	
0 BUND 300215	2,120,000.00	1,966,454.76	
0 BUND 300815	4,960,000.00	4,565,531.20	
0 BUND 310215	1,200,000.00	1,095,728.40	
0 BUND 310815	5,200,000.00	4,708,750.80	
0 BUND 320215	2,550,000.00	2,285,046.00	
0 BUND 350515	3,980,000.00	3,354,976.82	
0 BUND 360515	1,520,000.00	1,259,338.24	
0 BUND 500815	4,390,000.00	2,958,759.03	
0 BUND 500815	780,000.00	527,753.46	
0 BUND 520815	1,750,000.00	1,141,325.50	
0 FINNISH GOVT 240915	850,000.00	838,649.95	
0 FINNISH GOVT 300915	750,000.00	662,388.00	
0 IRISH GOVT 311018	350,000.00	299,242.65	
0 ITALY GOVT 240815	2,500,000.00	2,420,806.42	
0 ITALY GOVT 260401	2,300,000.00	2,122,670.00	
0 ITALY GOVT 260801	1,600,000.00	1,461,216.00	
0 NETH GOVT 240115	2,540,000.00	2,523,660.18	
0 NETH GOVT 270115	1,350,000.00	1,288,993.16	
0 NETH GOVT 290115	500,000.00	460,692.50	
0 NETH GOVT 300715	2,650,000.00	2,383,900.25	
0 NETH GOVT 380115	1,140,000.00	868,573.98	
0 NETH GOVT 520115	1,690,000.00	1,014,745.29	
0 O. A. T 240325	6,000,000.00	5,954,058.00	
0 O. A. T 250225	3,200,000.00	3,130,537.08	
0 O. A. T 250325	5,080,000.00	4,972,649.44	
0 O. A. T 260225	4,600,000.00	4,445,913.80	
0 O. A. T 270225	5,700,000.00	5,407,236.60	
0 O. A. T 291125	5,180,000.00	4,659,228.70	
0 O. A. T 301125	6,190,000.00	5,432,736.00	
0 O. A. T 311125	5,500,000.00	4,716,838.50	
0 O. A. T 320525	3,800,000.00	3,210,965.80	
0 OBL 241018	4,400,000.00	4,349,598.00	
0 OBL 250411	1,100,000.00	1,083,109.68	

0 OBL 260410	900,000.00	877,716.90	
0 OBL 261009	2,900,000.00	2,806,170.50	
0 OBL 270416	1,900,000.00	1,827,347.80	
0 SCHATS 230915	6,000,000.00	5,983,500.00	
0 SPAIN GOVT 240531	1,600,000.00	1,573,649.60	
0 SPAIN GOVT 250131	2,930,000.00	2,849,029.45	
0 SPAIN GOVT 250531	5,000,000.00	4,825,020.00	
0 SPAIN GOVT 260131	3,000,000.00	2,856,045.00	
0 SPAIN GOVT 270131	2,800,000.00	2,606,352.00	
0 SPAIN GOVT 280131	2,800,000.00	2,549,890.00	
0.1 BEL GOVT 300622	1,500,000.00	1,340,155.84	
0.1 SPAIN GOVT 310430	2,660,000.00	2,220,544.06	
0.125 FINNISH GOV 310915	270,000.00	235,987.02	
0.125 FINNISH GOV 360415	510,000.00	399,071.81	
0.125 FINNISH GOV 520415	490,000.00	283,957.45	
0.2 IRISH GOVT 301018	620,000.00	554,177.08	
0.25 AUSTRIA GOVT 361020	400,000.00	312,659.60	
0.25 BUND 270215	4,390,000.00	4,287,361.88	
0.25 BUND 280815	3,540,000.00	3,399,132.78	
0.25 BUND 290215	4,600,000.00	4,397,730.45	
0.25 FINNISH GOVT 400915	500,000.00	362,476.00	
0.25 ITALY GOVT 280315	1,700,000.00	1,485,907.10	
0.25 NETH GOVT 250715	1,930,000.00	1,900,590.64	
0.25 NETH GOVT 290715	2,300,000.00	2,141,592.10	
0.25 O. A. T 261125	4,750,000.00	4,576,772.25	
0.35 BEL GOVT 320622	750,000.00	649,701.19	
0.35 IRISH GOVT 321018	400,000.00	346,390.53	
0.35 ITALY GOVT 250201	3,060,000.00	2,952,239.04	
0.4 BEL GOVT 400622	800,000.00	571,941.60	
0.4 IRISH GOVT 350515	700,000.00	573,583.73	
0.45 ITALY GOVT 290215	1,700,000.00	1,458,914.50	
0.5 AUSTRIA GOVT 270420	1,400,000.00	1,359,961.40	
0.5 AUSTRIA GOVT 290220	1,310,000.00	1,237,843.89	
0.5 BEL GOVT 241022	1,740,000.00	1,736,278.14	
0.5 BUND 250215	5,060,000.00	5,055,206.91	
0.5 BUND 260215	5,820,000.00	5,786,476.80	

0.5 BUND 270815	3,820,000.00	3,756,565.08	
0.5 BUND 280215	3,230,000.00	3,160,490.40	
0.5 FINNISH GOVT 260415	1,670,000.00	1,639,176.81	
0.5 FINNISH GOVT 270915	700,000.00	676,661.30	
0.5 FINNISH GOVT 280915	580,000.00	552,114.76	
0.5 FINNISH GOVT 290915	720,000.00	675,946.08	
0.5 FINNISH GOVT 430415	330,000.00	239,528.85	
0.5 ITALY GOVT 260201	2,450,000.00	2,317,700.00	
0.5 ITALY GOVT 280715	2,000,000.00	1,758,378.00	
0.5 NETH GOVT 260715	3,850,000.00	3,786,952.40	
0.5 NETH GOVT 320715	400,000.00	362,479.60	
0.5 NETH GOVT 400115	1,840,000.00	1,488,028.24	
0.5 O. A. T 250525	5,840,000.00	5,787,235.60	
0.5 O. A. T 260525	5,300,000.00	5,196,761.30	
0.5 O. A. T 290525	5,900,000.00	5,559,275.00	
0.5 O. A. T 400525	2,630,000.00	1,962,784.46	
0.5 O. A. T 440625	1,730,000.00	1,199,879.56	
0.5 O. A. T 720525	1,100,000.00	530,800.60	
0.5 SPAIN GOVT 300430	2,230,000.00	1,993,011.21	
0.5 SPAIN GOVT 311031	3,900,000.00	3,327,448.80	
0.55 IRISH GOVT 410422	450,000.00	334,867.50	
0.6 ITALY GOVT 310801	3,100,000.00	2,476,255.20	
0.6 SPAIN GOVT 291031	2,150,000.00	1,959,052.05	
0.65 BEL GOVT 710622	740,000.00	376,446.14	
0.65 ITALY GOVT 231015	4,720,000.00	4,696,881.44	
0.7 AUSTRIA GOVT 710420	130,000.00	73,249.22	
0.7 SPAIN GOVT 320430	2,950,000.00	2,530,704.70	
0.75 AUSTRIA GOVT 261020	1,940,000.00	1,922,704.90	
0.75 AUSTRIA GOVT 280220	1,510,000.00	1,466,179.80	
0.75 AUSTRIA GOVT 510320	780,000.00	553,628.40	
0.75 FINNISH GOVT 310415	820,000.00	767,621.68	
0.75 NETH GOVT 270715	2,670,000.00	2,627,987.55	
0.75 NETH GOVT 280715	2,150,000.00	2,096,314.50	
0.75 O. A. T 280225	1,700,000.00	1,646,720.30	
0.75 O. A. T 280525	6,000,000.00	5,812,896.00	
0.75 O. A. T 281125	6,660,000.00	6,419,494.08	

0.75 O.A.T 520525	3,690,000.00	2,446,016.13	
0.75 O.A.T 530525	2,300,000.00	1,489,003.90	
0.8 BEL GOVT 250622	2,970,000.00	2,973,118.50	
0.8 BEL GOVT 270622	1,930,000.00	1,896,726.80	
0.8 BEL GOVT 280622	1,750,000.00	1,702,632.75	
0.8 SPAIN GOVT 270730	2,500,000.00	2,403,000.00	
0.85 ITALY GOVT 270115	2,310,000.00	2,164,865.01	
0.85 SPAIN GOVT 370730	250,000.00	191,998.75	
0.875 FINNISH GOV 250915	630,000.00	630,040.32	
0.9 AUSTRIA GOVT 320220	620,000.00	573,118.08	
0.9 BEL GOVT 290622	2,280,000.00	2,202,986.16	
0.9 IRISH GOVT 280515	1,360,000.00	1,326,584.80	
0.9 ITALY GOVT 310401	2,830,000.00	2,349,290.54	
0.95 ITALY GOVT 270915	1,000,000.00	925,939.00	
0.95 ITALY GOVT 300801	1,000,000.00	850,339.00	
0.95 ITALY GOVT 311201	2,050,000.00	1,678,590.75	
0.95 ITALY GOVT 320601	2,100,000.00	1,695,004.50	
0.95 ITALY GOVT 370301	2,060,000.00	1,490,863.20	
1 BEL GOVT 260622	2,240,000.00	2,240,616.00	
1 BEL GOVT 310622	1,800,000.00	1,704,902.40	
1 BUND 240815	3,600,000.00	3,637,317.60	
1 BUND 250815	4,740,000.00	4,797,638.40	
1 BUND 380515	700,000.00	658,867.74	
1 IRISH GOVT 260515	1,640,000.00	1,641,963.08	
1 O.A.T 251125	4,480,000.00	4,492,250.56	
1 O.A.T 270525	4,550,000.00	4,512,498.90	
1 SPAIN GOVT 420730	350,000.00	255,407.95	
1 SPAIN GOVT 501031	2,380,000.00	1,515,084.20	
1.1 IRISH GOVT 290515	1,400,000.00	1,372,426.30	
1.1 ITALY GOVT 270401	1,100,000.00	1,035,493.80	
1.125 FINNISH GOV 340415	860,000.00	795,373.58	
1.2 AUSTRIA GOVT 251020	1,710,000.00	1,732,125.69	
1.2 SPAIN GOVT 401031	2,330,000.00	1,796,553.49	
1.25 BEL GOVT 330422	1,580,000.00	1,495,732.28	
1.25 BUND 480815	3,600,000.00	3,463,511.67	
1.25 ITALY GOVT 261201	2,680,000.00	2,565,971.36	

1. 25 O. A. T 340525	4, 370, 000. 00	4, 048, 778. 78	
1. 25 O. A. T 360525	5, 000, 000. 00	4, 515, 355. 00	
1. 25 O. A. T 380525	400, 000. 00	351, 288. 38	
1. 25 SPAIN GOVT 301031	3, 230, 000. 00	3, 027, 537. 14	
1. 3 IRISH GOVT 330515	630, 000. 00	595, 779. 23	
1. 3 SPAIN GOVT 261031	2, 250, 000. 00	2, 235, 901. 50	
1. 35 IRISH GOVT 310318	1, 070, 000. 00	1, 051, 197. 96	
1. 35 ITALY GOVT 300401	3, 610, 000. 00	3, 209, 678. 07	
1. 375 FINNISH GOV 470415	540, 000. 00	471, 701. 34	
1. 4 BEL GOVT 530622	950, 000. 00	724, 561. 20	
1. 4 SPAIN GOVT 280430	2, 540, 000. 00	2, 496, 726. 02	
1. 4 SPAIN GOVT 280730	3, 000, 000. 00	2, 939, 607. 00	
1. 45 BEL GOVT 370622	720, 000. 00	647, 763. 12	
1. 45 ITALY GOVT 241115	2, 400, 000. 00	2, 385, 986. 40	
1. 45 ITALY GOVT 250515	2, 300, 000. 00	2, 270, 573. 80	
1. 45 ITALY GOVT 360301	1, 540, 000. 00	1, 221, 605. 00	
1. 45 SPAIN GOVT 271031	2, 330, 000. 00	2, 306, 952. 61	
1. 45 SPAIN GOVT 290430	2, 560, 000. 00	2, 494, 545. 92	
1. 45 SPAIN GOVT 711031	750, 000. 00	437, 343. 75	
1. 5 AUSTRIA GOVT 470220	1, 150, 000. 00	1, 020, 705. 50	
1. 5 AUSTRIA GOVT 861102	460, 000. 00	349, 634. 78	
1. 5 BUND 240515	3, 460, 000. 00	3, 528, 042. 63	
1. 5 IRISH GOVT 500515	920, 000. 00	760, 196. 00	
1. 5 ITALY GOVT 250601	2, 500, 000. 00	2, 471, 304. 50	
1. 5 ITALY GOVT 450430	1, 200, 000. 00	838, 170. 05	
1. 5 O. A. T 310525	6, 400, 000. 00	6, 366, 598. 40	
1. 5 O. A. T 500525	3, 890, 000. 00	3, 246, 352. 82	
1. 5 SPAIN GOVT 270430	3, 000, 000. 00	2, 991, 644. 76	
1. 6 BEL GOVT 470622	1, 370, 000. 00	1, 153, 241. 34	
1. 6 ITALY GOVT 260601	3, 020, 000. 00	2, 960, 578. 48	
1. 6 SPAIN GOVT 250430	510, 000. 00	516, 194. 46	
1. 65 AUSTRIA GOVT 241021	630, 000. 00	645, 576. 75	
1. 65 ITALY GOVT 301201	2, 870, 000. 00	2, 568, 256. 81	
1. 65 ITALY GOVT 320301	2, 800, 000. 00	2, 447, 096. 40	
1. 7 BEL GOVT 500622	1, 160, 000. 00	980, 433. 16	
1. 7 IRISH GOVT 370515	1, 180, 000. 00	1, 125, 426. 18	

1. 7 ITALY GOVT 510901	2,060,000.00	1,409,396.38	
1. 75 AUSTRIA GOVT 231020	4,000,000.00	4,070,540.00	
1. 75 BUND 240215	5,000,000.00	5,111,675.00	
1. 75 O. A. T 241125	4,020,000.00	4,118,075.94	
1. 75 O. A. T 390625	3,750,000.00	3,562,395.00	
1. 75 O. A. T 660525	1,750,000.00	1,464,636.25	
1. 8 ITALY GOVT 410301	1,990,000.00	1,541,135.60	
1. 85 AUSTRIA GOVT 490523	490,000.00	462,977.48	
1. 85 ITALY GOVT 240515	2,370,000.00	2,386,061.49	
1. 85 ITALY GOVT 250701	800,000.00	796,708.00	
1. 85 SPAIN GOVT 350730	2,500,000.00	2,300,090.00	
1. 9 BEL GOVT 380622	1,110,000.00	1,057,754.52	
1. 9 SPAIN GOVT 521031	800,000.00	622,783.20	
1. 95 SPAIN GOVT 260430	3,370,000.00	3,437,598.83	
1. 95 SPAIN GOVT 300730	2,590,000.00	2,574,390.07	
2 BUND 230815	3,500,000.00	3,564,697.50	
2 FINNISH GOVT 240415	1,620,000.00	1,663,744.86	
2 IRISH GOVT 450218	1,220,000.00	1,164,444.86	
2 ITALY GOVT 251201	2,680,000.00	2,676,700.92	
2 ITALY GOVT 280201	3,580,000.00	3,475,682.38	
2 NETH GOVT 240715	2,100,000.00	2,159,929.80	
2 O. A. T 480525	3,430,000.00	3,223,836.42	
2. 05 ITALY GOVT 270801	3,050,000.00	2,989,736.39	
2. 1 AUSTRIA GOVT 170920	1,040,000.00	953,452.36	
2. 1 ITALY GOVT 260715	2,350,000.00	2,341,070.00	
2. 15 BEL GOVT 660622	810,000.00	744,105.69	
2. 15 ITALY GOVT 520901	200,000.00	149,005.00	
2. 15 SPAIN GOVT 251031	3,180,000.00	3,273,778.20	
2. 2 ITALY GOVT 270601	2,500,000.00	2,474,112.50	
2. 25 BEL GOVT 570622	780,000.00	740,800.32	
2. 25 ITALY GOVT 360901	1,840,000.00	1,608,842.64	
2. 25 O. A. T 240525	6,190,000.00	6,381,970.47	
2. 35 SPAIN GOVT 330730	2,610,000.00	2,595,146.49	
2. 4 AUSTRIA GOVT 340523	1,160,000.00	1,227,510.84	
2. 4 IRISH GOVT 300515	1,640,000.00	1,753,925.88	
2. 45 ITALY GOVT 231001	5,850,000.00	5,945,333.94	

2.45 ITALY GOVT 330901	2,470,000.00	2,270,671.00	
2.45 ITALY GOVT 500901	1,990,000.00	1,614,745.70	
2.5 BUND 440704	3,500,000.00	4,218,984.00	
2.5 BUND 460815	3,790,000.00	4,631,001.00	
2.5 ITALY GOVT 241201	2,830,000.00	2,879,652.35	
2.5 ITALY GOVT 251115	2,330,000.00	2,362,251.86	
2.5 ITALY GOVT 321201	600,000.00	555,739.80	
2.5 NETH GOVT 330115	2,010,000.00	2,194,984.52	
2.5 O. A. T 300525	6,850,000.00	7,385,950.85	
2.55 SPAIN GOVT 321031	750,000.00	757,523.25	
2.6 BEL GOVT 240622	2,980,000.00	3,094,941.58	
2.625 FINNISH GOV 420704	680,000.00	734,632.56	
2.7 ITALY GOVT 470301	2,260,000.00	1,985,911.72	
2.7 SPAIN GOVT 481031	1,920,000.00	1,862,152.32	
2.75 FINNISH GOVT 280704	730,000.00	792,595.31	
2.75 NETH GOVT 470115	2,390,000.00	2,872,579.24	
2.75 O. A. T 271025	6,690,000.00	7,210,816.50	
2.8 ITALY GOVT 281201	2,880,000.00	2,894,339.52	
2.8 ITALY GOVT 290615	700,000.00	695,295.30	
2.8 ITALY GOVT 670301	2,460,000.00	2,009,542.02	
2.9 SPAIN GOVT 461031	2,310,000.00	2,334,717.00	
2.95 ITALY GOVT 380901	1,780,000.00	1,679,584.86	
3 BEL GOVT 340622	930,000.00	1,026,126.66	
3 ITALY GOVT 290801	2,800,000.00	2,826,745.60	
3.1 ITALY GOVT 400301	1,640,000.00	1,564,966.72	
3.15 AUSTRIA GOVT 440620	840,000.00	999,221.83	
3.25 BUND 420704	2,230,000.00	2,944,286.84	
3.25 ITALY GOVT 380301	420,000.00	409,216.50	
3.25 ITALY GOVT 460901	2,100,000.00	2,038,270.50	
3.25 O. A. T 450525	3,690,000.00	4,324,569.30	
3.35 ITALY GOVT 350301	1,830,000.00	1,825,333.50	
3.4 IRISH GOVT 240318	820,000.00	858,884.40	
3.45 ITALY GOVT 480301	2,070,000.00	2,055,928.14	
3.45 SPAIN GOVT 660730	1,800,000.00	1,930,761.00	
3.5 ITALY GOVT 300301	3,750,000.00	3,907,995.00	
3.5 O. A. T 260425	5,590,000.00	6,106,946.43	

3. 75 BEL GOVT 450622	1, 320, 000. 00	1, 622, 914. 92	
3. 75 ITALY GOVT 240901	3, 230, 000. 00	3, 374, 918. 14	
3. 75 NETH GOVT 420115	2, 210, 000. 00	2, 931, 965. 01	
3. 8 AUSTRIA GOVT 620126	560, 000. 00	787, 208. 12	
3. 8 SPAIN GOVT 240430	6, 210, 000. 00	6, 529, 683. 34	
3. 85 ITALY GOVT 490901	1, 640, 000. 00	1, 733, 073. 28	
4 BEL GOVT 320328	1, 140, 000. 00	1, 374, 683. 82	
4 BUND 370104	3, 480, 000. 00	4, 666, 961. 88	
4 FINNISH GOVT 250704	640, 000. 00	700, 416. 00	
4 ITALY GOVT 370201	3, 460, 000. 00	3, 710, 175. 30	
4 NETH GOVT 370115	2, 400, 000. 00	3, 093, 517. 44	
4 O. A. T 381025	3, 190, 000. 00	3, 999, 019. 09	
4 O. A. T 550425	2, 500, 000. 00	3, 387, 797. 50	
4 O. A. T 600425	1, 950, 000. 00	2, 694, 907. 80	
4. 15 AUSTRIA GOVT 370315	1, 870, 000. 00	2, 364, 606. 95	
4. 2 SPAIN GOVT 370131	2, 950, 000. 00	3, 518, 108. 05	
4. 25 BEL GOVT 410328	2, 200, 000. 00	2, 802, 236. 58	
4. 25 BUND 390704	2, 150, 000. 00	3, 065, 592. 55	
4. 25 O. A. T 231025	5, 500, 000. 00	5, 770, 237. 00	
4. 4 SPAIN GOVT 231031	7, 300, 000. 00	7, 634, 164. 80	
4. 5 BEL GOVT 260328	1, 290, 000. 00	1, 456, 544. 16	
4. 5 ITALY GOVT 240301	5, 920, 000. 00	6, 224, 891. 84	
4. 5 ITALY GOVT 260301	3, 440, 000. 00	3, 735, 310. 24	
4. 5 O. A. T 410425	4, 640, 000. 00	6, 209, 025. 28	
4. 65 SPAIN GOVT 250730	2, 310, 000. 00	2, 547, 800. 64	
4. 7 SPAIN GOVT 410730	2, 620, 000. 00	3, 387, 128. 14	
4. 75 BUND 280704	1, 790, 000. 00	2, 188, 547. 43	
4. 75 BUND 340704	3, 050, 000. 00	4, 237, 877. 40	
4. 75 BUND 400704	2, 450, 000. 00	3, 731, 124. 60	
4. 75 ITALY GOVT 280901	3, 090, 000. 00	3, 440, 248. 41	
4. 75 ITALY GOVT 440901	2, 220, 000. 00	2, 654, 271. 96	
4. 75 O. A. T 350425	3, 540, 000. 00	4, 648, 041. 24	
4. 85 AUSTRIA GOVT 260315	1, 370, 000. 00	1, 566, 630. 62	
4. 9 SPAIN GOVT 400730	2, 810, 000. 00	3, 690, 738. 30	
5 BEL GOVT 350328	2, 540, 000. 00	3, 371, 659. 50	
5 ITALY GOVT 250301	3, 100, 000. 00	3, 355, 136. 20	

	5 ITALY GOVT 340801	3,000,000.00	3,496,650.00	
	5 ITALY GOVT 390801	2,700,000.00	3,246,096.60	
	5 ITALY GOVT 400901	2,690,000.00	3,249,721.75	
	5.15 SPAIN GOVT 281031	2,500,000.00	2,995,910.00	
	5.15 SPAIN GOVT 441031	2,230,000.00	3,102,824.23	
	5.25 ITALY GOVT 291101	3,610,000.00	4,192,654.00	
	5.4 IRISH GOVT 250313	1,100,000.00	1,232,867.90	
	5.5 BEL GOVT 280328	2,760,000.00	3,416,190.00	
	5.5 BUND 310104	4,400,000.00	5,982,994.60	
	5.5 NETH GOVT 280115	1,480,000.00	1,822,717.68	
	5.5 O.A.T 290425	4,860,000.00	6,151,190.22	
	5.625 BUND 280104	1,790,000.00	2,244,246.33	
	5.75 ITALY GOVT 330201	2,660,000.00	3,246,303.90	
	5.75 O.A.T 321025	4,460,000.00	6,137,722.66	
	5.75 SPAIN GOVT 320730	2,490,000.00	3,265,415.88	
	5.9 SPAIN GOVT 260730	1,000,000.00	1,176,453.00	
	6 ITALY GOVT 310501	3,440,000.00	4,223,171.04	
	6 O.A.T 251025	3,490,000.00	4,062,604.30	
	6 SPAIN GOVT 290131	3,100,000.00	3,907,261.39	
	6.25 AUSTRIA GOVT 270715	1,240,000.00	1,555,475.84	
	6.25 BUND 300104	3,150,000.00	4,341,180.37	
	6.5 BUND 270704	2,250,000.00	2,867,231.25	
	6.5 ITALY GOVT 271101	3,950,000.00	4,759,285.87	
	7.25 ITALY GOVT 261101	1,600,000.00	1,934,640.00	
	9 ITALY GOVT 231101	3,350,000.00	3,684,041.90	
ユーロ合計		781,060,000.00	786,405,178.27 (110,175,365,475)	
合計			318,662,052,622 (318,662,052,622)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 227 銘柄	100.00%	51.35%

カナダドル	国債証券	29 銘柄	100.00%	2.02%
オーストラリアドル	国債証券	25 銘柄	100.00%	1.52%
イギリスポンド	国債証券	53 銘柄	100.00%	4.94%
シンガポールドル	国債証券	17 銘柄	100.00%	0.42%
マレーシアリンギット	国債証券	26 銘柄	100.00%	0.52%
スウェーデンクローネ	国債証券	8 銘柄	100.00%	0.26%
ノルウェークローネ	国債証券	9 銘柄	100.00%	0.20%
デンマーククローネ	国債証券	8 銘柄	100.00%	0.37%
メキシコペソ	国債証券	14 銘柄	100.00%	0.77%
イスラエルシェケル	国債証券	8 銘柄	100.00%	0.40%
ポーランドズロチ	国債証券	12 銘柄	100.00%	0.40%
中国元	国債証券	41 銘柄	100.00%	2.27%
ユーロ	国債証券	320 銘柄	100.00%	34.57%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【三菱UFJ 世界国債インデックスファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和4年7月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,034,376,703
II 負債総額	1,445,162
III 純資産総額 (I - II)	1,032,931,541
IV 発行済口数	1,128,262,354口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.9155
(10,000口当たり)	(9,155)

(参考)

外国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和4年7月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	324,408,153,700
--------	-----------------

II 負債総額	1,629,832,448
III 純資産総額 (I - II)	322,778,321,252
IV 発行済口数	135,296,241,466口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	2.3857
(10,000口当たり)	(23,857)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、

解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・ 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・ 投資運用の意思決定機構

① 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

② 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③ 運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤ 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥ 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧ 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年7月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	899	20,193,882
追加型公社債投資信託	16	1,402,272
単位型株式投資信託	95	483,049
単位型公社債投資信託	52	161,964
合計	1,062	22,241,167

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)		第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)		第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		170,807		243,133
受取利息	※2	2,726	※2	7,408
投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	※1	536	※1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	※2	5,366,608
法人税等調整額		△19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 31 号)の令和 3 年 6 月 17 日の改正は、令和元年 7 月 4 日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね 1 年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和 5 年 3 月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
建物	643,920 千円	805,250 千円
器具備品	1,545,179 千円	2,054,366 千円
投資不動産	151,833 千円	157,995 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
預金	40,328,414 千円	43,782,913 千円
未収収益	14,138 千円	13,741 千円
未払手数料	772,495 千円	836,105 千円
その他未払金	3,425,136 千円	3,887,520 千円
未払費用	349,222 千円	337,847 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
建物	-	2,599 千円
器具備品	536 千円	10,495 千円
計	536 千円	13,094 千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
支払手数料	5,128,270 千円	5,153,589 千円
受取利息	143 千円	7,377 千円
受取賃貸料	65,808 千円	65,808 千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898 千円	4,062,765 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和3年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和3年3月31日
- ④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額 31,360千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和 3 年 9 月 24 日内閣府令第 9 号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326 千円、投資有価証券 16,772,282 千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,128,270 千円 523,327 千円	未払手数料 未払費用	772,495 千円 290,120 千円

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,153,589 千円 499,388 千円	未払手数料 未払費用	836,105 千円 272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示していません。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1 株当たり情報）

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	393,827.09 円	400,322.84 円
1 株当たり当期純利益金額	49,916.36 円	57,424.97 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の 1 株当たり純資産額は 2,248.25 円増加し、1 株当たり純利益金額は 658.24 円減少しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

三菱UFJ 世界国債インデックスファンド（毎月分配型）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ 世界国債インデックスファンド（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに概ね連動することを目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、公社債、短期金融商品に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

①外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに概ね連動することを目指して運用を行います。

②受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

③対象インデックスの動きに概ね連動する運用を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑩外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。

②収益分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱UFJ 世界国債インデックスファンド（毎月分配型）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第7項、第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外

貨建所有証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

- ③ 委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)

に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条までに定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
 - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対す

る比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする外国債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券
14. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信

託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑦ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑧ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資等を行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第22条から第25条まで、第27条から第29条まで、第31条および第36条から第38条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株

予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるとき

は、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第33条 削除

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国に

において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2007年4月19日から2007年5月17日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額（以下、「監査報酬等」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項の監査報酬等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる監査報酬等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率あるいは固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前項において監査報酬等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項において監査報酬等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の75の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第45条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあ

てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第47条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第47条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第48条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るものとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第50条第2項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第56条 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第50条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合

には、これを交付します。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま

す。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第25条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第25条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2007年4月19日

 **MUFG** 三菱UFJ国際投信